

令和元年第3回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和元年 9月 3日

本日の会議 令和元年 9月 4日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総 務 部 長 山本昭彦君	企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君
建 設 産 業 部 長 日名子達也君	住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君
健 康 保 険 部 長 辻田正行君	水 道 局 長 濱伸二君
会 計 管 理 者 山口利弘君	企 画 財 政 部 理 事 田中一之君
住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君	総 務 課 長 荒木秀一君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	契 約 管 財 課 長 和田弘君
地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
税 務 課 長 山崎昇君	収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君
土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 細田愛二君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり君	健 康 保 険 課 長 志田純子君
介 護 保 険 課 長 堀池英二君	水 道 課 長 渡部守史君
下 水 道 課 長 山口新吾君	教 育 長 勝本真二君
教 育 次 長 森川寛子君	教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君
教 育 総 務 課 長 宮司裕子君	生 涯 学 習 課 長 青田浩二君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君	

会議録署名議員

5番 中村美穂議員

6番 安部都議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 16時32分

○議長（山口憲一郎議員）

皆様おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明をお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、吉岡清彦議員の①幸福度日本一に向けての職員力あるいは人間力について、②公園の有効利用について、③長与町公民館の1階フロアを板張りにせよ、についての質問を同時に許します。

13番、吉岡清彦議員。

○13番（吉岡清彦議員）

おはようございます。質問に入る前に、毎年、今年また自然災害、あるいはまた自殺、虐待等で、いろんな方々が亡くなったような状況が続いております。亡くなられた方々に対して、お悔やみ申し上げますとともに、被害を受けた方々の早期の回復、復興をまず願って質問に入りたいと思います。今回は3点大きな項目で3問いたします。まず1点が、幸福度、町長が日本一に向けて取り組んでるわけですが、その職員力あるいは人間力についてということでございます。町長の任期も最終年度の後半に入りつつあるわけです。せっかくのすばらしいスローガンを掲げて、町民のために取り組んでおるわけですが、たまたま私も含めて担当する職員の能力あるいは人間力を疑問視する声も聞かれるわけでございます。政治の原則は何かって、子路という人が、先生ですね、「政を問う。」それに対して、「これに先んじこれを勞う。倦むこと無かれ。」という先人の立派な言葉がありますけれども、私もそれに向かって努力が必要であるわけですが、これに向かって、町長含めてどういう対応をしていくのかをこれから質問していきたいと思っております。まず（1）番として、当然職員を採用するわけですが、そのときの基準は何をもって採用しておるのか。（2）番として、採用後の職員の能力あるいは人間力を高めるために、町長はどのような指導を行っているのか。当然、町長まだ浅いですので、それ以前の人たちも当然おるわけですが、その人たちも大事な下部ですので、町長の指導力が大事じゃないかと思っております。（3）番目が、住民が町のために善意で行う寄付行為、現金あり、物品あるいは不動産などがあると思いますが、どのような基準で対処対応しておるのか。ちょっとそれについてお尋ねをしたいと思いますと思っております。

大きな2点目として、公園の有効利用についてでございます。公園は町民の憩いの場であり、また、町外の人たちも来て憩ってもらい、あるいはまた振興のためになるという、そういう場所じゃないかと思っております。そこで（1）中尾城公園のスパイラルスライダー、滑り台ですかね、あれが一時今、停止してるわけですが、今後の計画でどういう形であれを運営していくのか、あるいは止めるのか。また運行するならば、今後の管理費や運営費どのような形で、あるいは補償問題も出てくるでしょう。という

計画案の中で、大事な時期じゃないかと思っております。あるいは思い切って、この滑り台スライダーを撤去する、止める、そういう決断も出てくるんじゃないかと思っておりますが、町長に考えをお聞きしたいと思います。（２）番、スポーツクライミング、よくボルダリングという名前がよく出ますけれども、という種目、競技が、全国的に注目されております。世界大会で日本人が活躍したとかですね。町内に設置して、若者を呼び込んでいく活性化のために設置したらどうかというのが、（２）番の質問でございます。大きな３点目として、長与町公民館、図書館の裏ですけれども、あそこを板張りにできないかというのが質問です。町内の各施設については板張りのフロアがあるように思っております。老若男女楽しく利用しておるわけですけれども、長与町公民館の場合、１階フロアがちょっと何というかコンクリ的な、板張りになっておりませんので、人生１００年時代に向かっていく中で、高齢者の楽しみ方をあそこでより一層を増やしていくためには、地域の場として、健康づくり、楽しみ場の場として、必要じゃないかと思っております。その板張りについて、今後どういう計画はあるのかをお尋ねしたいと思っております。以上。自席からまた再度質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本議会最初の質問者であります吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。吉岡議員の質問の３番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは、１番目と２番目の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。まず１点目でございます。職員を採用するときの基準は何をもってするのかという御質問でございます。この職員の採用につきましては、地方公務員法というのがありまして、採用試験を実施する職に係る標準的職務遂行能力、そして当該職についての適性を有するかどうかを判定することが規定をされております。これを踏まえて採用試験を実施しておりますけれども、まず１次試験というのがございます。これは筆記試験でございますけれども、能力及び適性を有するかどうかということを判定いたします。その次に２次試験及び３次試験というのがありますけれども、これは主に面接でございます。人物を重視し、協調性、積極性、表現力など、総合的に判断を行いまして、将来的に長与町にとって有用となって活躍が期待されるかどうかということを厳格に選考しております。

２点目の採用後の職員の能力あるいは人間力を高めるためには、どのような指導を行っているかということでございます。能力の向上を図ることを目的といたしまして、まず新任研修、そして階層別研修、こういった各種研修に取り組んでおります。また日々の業務以外に各種行事等への参加を促しまして、町民とのコミュニケーションをとる中で、町民目線で物事を考え、課題の発見あるいは解決を実践できる職員の涵養を図っております。さらには住民サービスの向上のため、長与町にとって今何が求められている

のか、何をすべきなのかを論理的に把握し、その実現に向けて積極的に行動ができるような、町民にとりましても有用な職員なるように育成をしておるところでございます。引き続き幸福度日本一のまちづくりに向けまして、職員の能力を最大限に引き出すよう人材育成に努めてまいりたいと考えております。

3点目の住民が町のためになるだろうと思っで行う寄付行為は、どのような基準で対処しているのかという御質問でございます。まず初めに、これまで多くの方々から、町の方にも寄付等々をしていただいております。これにつきましてはまずは感謝と御礼を申し上げたいというふうに思っております。この寄付行為の事務につきましては、適正な執行を図るために、町部局に統一的な手続きを周知し、寄付の採納事務を行っておるところでございます。現金による寄付につきましては、寄付をする方にどのように役立てて欲しいのか、そういったものをお聞きいたしまして、その意志に沿った形で、町の政策のための財源として使わせていただいているということでございます。また物品による寄付の場合、設置するために整備が必要となるものにつきましては、その場所の確保ができるかどうか、物品の維持管理に対しまして新たな予算措置が必要となるなど財政負担を伴うものにつきましては、費用対効果等々を検討した上で採納か否かを判断させていただいております。そのほか不動産の寄付につきましては、行政財産として公的利用が見込まれるもので、かつ維持管理費用が過度に掛からないものかどうか、また行政の公平性、そして中立性が確保されるものかを考えまして、使用目的や寄付者の希望するところにより、関係所管課におきまして個別に判断を行って決めてさせていただいているというところでございます。今後も寄付につきましては、寄付をしていただく方の意向に基づき、敬意をもって対応させていただきたいと考えております。

続きまして2番目1点目のスパイラルスライダーの今後の計画についての御質問でございます。このスパイラルスライダーを含む中尾城公園につきましては、議員の御質問の中にもありますとおり、町外の人々を呼び込み、町内外の人々の交流の場として重要な位置にあるというふうに考えております。そのため、使用中止後から現地調査や工法検討などを行ってまいりました。これはスパイラルスライダーが再開できるかどうか、そういった検討を重ねてきました。今回、再開の目途が立ったわけございまして、財源においても国の補助金である社会資本整備総合交付金を活用して、令和2年度、来年度には詳細な調査設計を行いまして、再来年度つまり令和3年度に改修工事ができるよう、長崎県とも協議を進めております。なお再開に伴う運営費、管理費につきましては、施設規模、内容ともに大規模な変更ではなく、使用中止前と同等になるものと考えております。しかしながら、今回の詳細な調査において、安全に再開することが難しい場合もございます。こういった場合はエアロブリッジとともに、中尾城公園のシンボル、そして長与町のランドマークとしてそのまま活用していきたいというふうに考えております。

2点目のスポーツライミング、ボルダリング施設の設置についての質問でございます。このボルダリングに関しましては、来年度開催されます東京オリンピックにおきま

して、スポーツライミング競技として注目をされておりました、今後は競技人口も増加する可能性がある楽しい競技と、私どももそう思っております。しかしながら、施設の設置に関しましては新たな設置費用のみならず、落下防止などの安全対策に伴う職員の配置や安全装置の設置及び管理、落下などに対するリスクを考えますと、現在のところは公園内にこのボルダリング施設の設置は難しいんじゃないかなというふうに考えております。また、公園内の遊具を含む各施設につきましては、新しい施設を設置することよりも、今現在設置してある施設が今後も持続的に利用できることの方が大事じゃないかなというように考えております。そのため昨年度策定いたしました公園施設長寿命化計画に基づきまして、既存施設を適正に永く利用できるように、努力をしまいたいと思っております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さん、おはようございます。では3点目の吉岡清彦議員の質問にお答えいたします。長与町公民館の1階フロアを板張りにしてはどうだろうかとの御質問であります。大ホールにつきましては、他の会議室と比べると広いことから、大人数での会議などのほかに、ダンスや民謡など多様な目的で利用をいただいております。大ホールは、会議等で御利用いただく場合、いすや机を設置するほかに、館内は土足になっております。そのようなことから、板張りだと傷等がつきやすくなりますので、板張りに変更する予定は今のところございません。板張りの部屋を御利用しての健康づくりであれば、体育館や武道館など板張りのある施設や畳の部屋を御利用いただきたいと思いますと考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

再質問に入っていきたいと思えます。1点目の職員力人間力ということで、今までも何回かこういう件については、私も心配しつつ職員の能力向上とか人間力向上についてしてきたわけですが、今回また改めて、人から聞いて、人から聞くのはあくまでも聞いた範囲内ですから、直接のことはあまりぐずぐずは言えないわけですが、今回ちょっと2件ばかり私自身もあつたもんだから、やっぱりそういうもんかなと思っているわけです。はっきり言ってですね。だから、確かに採用とか何とかは大体分かっているわけですね。当然町長が、始めは筆記試験とかやって、ちゃんと能力があるか基礎知識というようなことをやっていくわけですから。あとは大事なものは、町長あるいはこういう面々の人たちが、どういう形で職員を指導していくか、あるいは自分自身がまた伸びていくか。先人がちょっと言いましたように、まずは町長自身が住民の先頭に立って、そういう教えですね。これ確か、教育委員会の人たちはひょっとしたら皆さ

ん方もご存知と思いますけども、まずは住民の先頭に立てと、子路が聞いたときにそう答えているわけですね。そして労ってやれと、感謝しろとか、そういうことを慰労してやれ、労ってやれ、そういうことをおっしゃってる。そして倦むなかれ、ですね。ダラダラするな、精進せよ、そういうことを、これはだから今でも通じる。誰でも、経済人を含めてどこのトップでも言ってる言葉じゃないかと思います。我々一般人もまたそれに向かっていく必要があるんじゃないかと、そういう気でおるわけですけども。あとは、だから採用時には当然まだ新人だから当然そういうのはなかなか分からない、一生懸命やろうという気で作る。大事なものは、そのあとからのことが大事じゃないかというのが私の考えで、これ言ってるわけですね。だから町長の指導力、それによってここにいる面々の皆さん方の自分自身が精進して、また、部下っていうか、若者を指導していく。そういう体制が大事じゃないかというのは、この（２）ですね。町長が、今まで言ったのは確かにそういう町長の流れの中で町長も言ってると思いますので、これ。再度、町長が、自分自身が実際幹部職員と会話して、そういう中でどういう形で町民のために日本一のために向かっていくか、自分たちでやってくれていう、その町長の発信力というか指導力というか、それを再度お聞きいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、吉岡議員がおっしゃったように、もしそういった職員、不行き届きな点があったとするならば、大変申し訳ないというふうに思っております。私自身も率先垂範して若い人たちとは交わるようにしておるんですよ。各階にも時間があれば行きまして、話をするようにしております。私自身もこれ率先垂範して、町のいろんな行事、いろんな仕事に対しては当たっていきたくて思っておりますし、それぞれ各役場の入ってきた新入職員に対する先輩というがおるわけでございます。課長もいれば部長もいるわけでございます、彼らは彼らなりに一生懸命やってくれていると思います。彼らの背中を見ながら、職員は育っていくというふうに思っておりますので、私もそういった意味で言えば気を引き締めて、今後とも自分ながらも自分の身を節しながら、対応を図っていきたくていうふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

先程1番初めに町長が壇上で言われたときも、やっぱり町民目線で対応していく。そういうのが大事かというのはおっしゃってるわけですから、当然だからそういうのは職員も現場も言わなくても分かってると。お互いみんな一生懸命やってるんですよ。やってないと言わないけれども、だからそこにちょっとポイントが外れれば、列車は転覆する、ポイントが外れれば飛行機は墜落する、船は沈む。いろんなことがやっぱり事件と

して発生する、だから役場のそういう中でもちょっとポイントが外れた態度をしていけば、住民サイドからは生意気かとか、対応がよくなかったとか、一生懸命やってるんですけども、しかしそこにちょっとしたトラブルが発生してくるわけですね。はっきり例を言えば、ニュータウンの家の所で、町のフェンスに誰か知らんけど車を当てているわけです。だから心配して、住民が「吉岡さん、こがんとるけんちょっと役場になってますよと言うてくれんですか」と言うので、分かりましたと言って僕もお知らせをした。それはそれで見に来た、そこまでは一生懸命やってるわけです。あとは何ともこうないから尋ねて行ったら、加害者が出てくるまでそのままとくと。そういう態度。そういうことでいいのかっていうのが出てくるわけです。住民の方は心配して、町のフェンスがこんなになっている、あまりひっくり返るとかそこまでないけれども、しかしやっぱり町の物として、本通りにあるわけだから、心配しておっしやってるわけですね。そういうあり方なんかがやっぱり往々にして出てくる。たまたま僕がタッチしたから言ってるわけ。他の人はやっぱそういうのがあるか分からんわけですね。加害者が、ぶつけた人が出てくるわけじゃないじゃないですか。そういう態度で職員がやっぱりやるわけですよ。それでいいのかというのが出てくるわけですね。だから町長が常日頃やっぱり指導者として、あるいはほかの人も一緒ですけども、町長の意を汲んだ日本一に向かっていこうという町長の気持ちに向かって、職員一同が一致団結して町長の足を引っ張らないようにしていくのが、皆さん方の務めということになるんです。だから6月議会でも言うたでしょうが。何のためにそこに座るとかって。同じことが出てくるわけです。それがなければ、本当に一生懸命やっているなということで住民は感謝するわけです。

もう1つ、寄付のことで、ちょっとお聞きしたわけですけども。やっぱり住民の方々は一生涯懸命になって何かのためになって欲しいということで、現金なり、いろんな絵とか書とか工芸品とか寄付をされるでしょう。あるいは不動産にしても、土地建物があるでしょう。だから受け入れられないものも、ひょっとしたらそれはあると思います。これは、はっきり言ってね。だから一応基準を聞いたわけですけども。これも1つの例としてね、私がタッチしたからこういうのが出てきたわけです。今までそういうのを思わなかったけどもね。たまたまご主人が亡くなって、ずっと税金が来るものだから、この土地は、この税金はどこの分だろうとか、奥さんが調べていったら、ここはこの分だな、これは町が今使ってる分だなって、わずかな量1枚か2枚ぐらいの土地ですね。だからその奥さんとしては、自分が元気なうちにいろんなことをもう処分したいということで、整理をしだすわけですね。だから何か相談に行ったら、その土地はもらえませんか、受けることはできません僕に来たもんだから、たまたま集まりで。そしたら1回行ってみましょうということで、初め管財課かなんかかなと思って、まあ管財課に直接行ってないんですけども、そうしたら先程町長が言うように、所管で対応するということになってるんだから、所管に行ったわけですけども、その人は不動産、土地ですね、買ってくれとか今まで税金を払った部分を返してくれとかそういうことではないわ

けですよ。せっかく使ってるわけだから無償で提供する。だからそういう相談に行ったら、そういうことやった。そうしたら、その人としたらずっと税金を納めないといけな
いから、やっぱりどこかに処分しないといけないわけですよ、ずっと自分自身がもう
それを持って税金を払う必要ないわけですから、自分自身も使わないわけだから。じゃ
あ、それを町が使わなければ、どっか近くの人に車庫でも使ってくださいとか何とかこ
う言えるわけですね。第1段階として、そこにまずは使ってる行政側に来たわけです。
そういうことをあってる、そういう意味でとっても対応の仕方が不愉快なほど良くない。
だからそういうことがあってるから、町民の人達は、せっかく町長が日本一に向かって
いこうとしてんの肝心の職員がそういう足を引っ張るようなことをしてはよくない
わけですね、これは。だから後半に向かって町長のそういう指導力を再度確かめてい
ただきますよう。その点については、町長は土地の寄付行為については知ってますかね。
お尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

吉岡議員がおっしゃっております、その寄付の行為、土地の件に関しましては私ども
の方も聞きをしております。所管の方にもその件はお話をしまして、どういう対応が
あったのかということは所管の方にもお伝えして、その後、対応していただくような形
で話をしたところでもございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

何でも一緒、取れる分と、当然あると思いますね。だから取れないなら取れないで、
理由をちゃんと説明して良い対応していけば、その人もひょっとしたら次の行動に出れ
るわけですね。そうしないとずっとそのまま税金を納めて、それこそ20年ぐらいして
るんじゃないんですかね。奥さんも知らなくて、初めてそれができて税金をずっと今
まで納めてきとって。1万円ぐらいかどうか分かりませんが、しかしやっぱり一住
民にとっては、やっぱり大切なお金なんですよね、これは。だから、そういうのは、き
れいなやっぱり早目の対応をしていくような、やっぱり町長の指導力、そういう人間力、
職員力というのは、私がここで一つ問うとるわけです、これがね。やっぱり住民は気持
ちよく、それを今までの税金を納めているから返せとか、買えとか、そういうもんじゃ
ないわけです。あくまでも善意な気持ちでやってるわけですから、気持ちよく、やっぱ
りそういうのは対応していくのが、本当の道じゃないかとここで言っておきたいと思
います。だから良き対応をやってもらえればと思っております。

次に、公園の方に入りますけども、目途が立ってきて3年度に改修工事に入るって
いう、はっきりした表現が出ております。それはそれでいいんですけども、ものすごい高

額な建設費じゃないとは思いますが、よく言われるのが夕張市ですね。一生懸命炭鉱やって閉山して、一生懸命次の策を願って、市としても市長としても、いろんな建物建てて夕張を観光に引っ張ってきたけれども、やっぱり何でも1、2年はいいわけですね、はっきり言ってね。魅力がある。しかしもう慣れてくれば、もうあまり入場者もなくなってきて、結局は財政破綻するような、鉛筆1本買うのにいろんな許可が要らなくなってきたわけで。そこで言われたのが町長じゃなくて、行政側だけじゃなくして、議会の能力、議会人としての能力のなさというのを問われているわけですね。いろんな形で。やっぱり議会も同意してきとるわけですから。だから、私もこういうのが、今回また事件事故が発生する可能性があるようなことであれば、また長与のイメージダウンにもなってくる。せっかく一生懸命計画して、町のためにやろうと思って、振興策でやろうとしても。今まで、なぜあれが魅力があったかという、角度がものすごい急傾斜、そういう魅力がある、おまけにちょっとカーブがある。そういう一つの珍しさもあったわけだけれども。しかし慣れてくれば、あまりそうじゃないのかなっていうふうな気もしてくるわけですね。僕らも委員会でいろんな人たちから話が出て、ここもこういうことで一生懸命世界一日本一を目指して、長い滑り台かを何かやったけれども、維持が掛かってもう中止して、もう赤さびがかかったとかやっぱりそういうことも出とるわけですね。だからこれ自身も、そういうことにならない、特に事故が今までもあっておるものだから、今後もやっぱりそういう事故にないようなことにするとするならば、今度はもうそういう角度がひょっとしたら緩やかになって魅力がなくなってくるか分からん、それが良いのかどうかね。そしてまたそういう今度は費用が、そういうのがちょっと心配で、僕らもいろんな角度からそれを指摘してるわけですが、それからすると、今後の建設費と、あるいは運営費、あるいは設置者との賠償関係をどうするのか、事故が発生したときの、ちょっとそういうことを計算した上での再開に向かっていくと思うわけですが、ちょっとそこんところ、分かっておればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まず建設費については、今のところなんです、やはり5,000万から6,000万程度を考えております。これは町長が表明した部分になりますが。その建設後の管理費については、先程の答弁の中にもありましたとおり、新しい費用というのは掛かることはありません。今の管理費用の中から、利用中止になる前の管理費、この同じ額でいけるものと判断しております。もちろん賠償につきましては、設置したのは長与町になります。もちろんですね。建設業者に対してというのは、保証というのは存在しませんが、今後の分については、まずは安全性ですね。もちろん、そういった事故がないようにという形でやっていくのは大前提であります。それが補償できないということであれば、見直しも考えてはいます。あくまでもそれは詳細設計ですね、来年度行いますので、そ

の中で本当の安全性を確かめてから進んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

だから、大事なのがやっぱり、今、そういうのを頭に入れながらやっていかんばいかんと思うわけですね。そうしないと、それは考えてなかったばいとか何とかいうのは出てくるわけですね。今までやっぱりそういう、なかったもんだから、全て町が責任で払ってるわけでしょ、まずは保険に入ってるからね。出たかどうかは分かりませんが。しかし、今後やっぱりその設置者というか、工事業者の責任と町の管理上の責任、それと自己責任というか、何もなしに滑り台の名前がどうなるのか分かりませんが、滑って行って何もそこに設置義務者の町の管理責任、釘が出とったとか、何か外れとったとか、そういう管理責任がなくして、ひょっとしたら怪我とか何とか骨折もあるかも知れない。そういったときに、これは町の我々の管理者の責任ではありませんよって言うて通るのかどうか、ちょっとそこんところお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まず施工業者に関しましては、引き受けた時点で町の財産となるものになりますので、基本的にその後の管理責任については、町の責任になるかと思えます。瑕疵責任等につきましては、1件1件の案件において変わってくるかと思えますので、ここでどの部分までその瑕疵が町にあるとかないとかっていうのは、ちょっと表現するのは難しいかと思えます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

だから、そういうのはよく頭に入れながら設置していかんと、先程言いますように、そこまで考えてなかったとか、なってくるわけです。そしたら、今度設置する物件としては、今の角度、今のカーブ、そういうのはどういう具合に何か変わってくるんですか。やっぱりあの形でやるのか、何かちよっところ大きな変更があつてやっていくのか。今の計画をちよっところお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今現在の考えとしましては、スライダの出口の部分でどうしても事故が多くあつていると、私たちは判断しております。そのため、出口の角度、出口の出る場所を変えることが一番の得策ではないかという考えで動いております。そのため、上部のスライダ

一部分の角度等は今のところ変更するとは考えておりませんし、螺旋の数が減るという形ではなくて、螺旋がちょっと緩くなる、最後の部分だけ、という形でできればと、今のところはその方向で、出口を変えるという方向で考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

町長として大事なシンボルと言っとるわけですけども、そういう今までの事故を含めて、ちょっと今、変更とか言われたわけですけども。あそこを、やっぱり滑り台というか、スライダーとして、やっぱり町長としても残す気であるのか、大きな決断で、あるいは止めて、ただシンボルとして残していくのか、町長としてはどうなんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

中尾城公園を造りましたときには、地方創生のお金で造ったわけでございますけども、町民の皆さん方からお話を聞きましたら、公園がいいというようなことで、公園を造りました。その中で、エアロブリッジとスパイラルスライダーを造ったわけでありまして、現在、大体年間4、5万人の人たちが、この中尾城公園に来ていただいております。そして今、中尾城公園をさらに素晴らしい公園にしようということで、花の植栽等々もやってきてるんですね。その中で、このスパイラルスライダーが故障して止まったときに、大体年間1万5,000人ぐらい客数が減っています。町の提案箱などにも、早くこのスパイラルスライダーを再開して欲しいという声も多数来ておるわけでありまして。そういう中で、やはり町民の皆さん方が、親子連れで来て、ここで楽しんでいただくということでございますので、まず安全性が担保されるようであれば、できるだけ早い時期に再開したいなという気持ちはあります。ただ、まだこれは制度設計等ありますので、そういったものを見ながら、皆さん方のほうにも諮りながら、再考したほうが良いのかどうかというのも、検討していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

長与のシンボルとして、今定着したような感じもあります。それはそれなりの魅力もあるものであるかも分かりません。しかしまた事故があれば、またイメージダウンになってくるし、そこのところが難しい。だから魅力があるのはやっぱり急激なとか、ものすごいこうヒヤッと、スペースワールドとか、北九州のあれもやっぱり結局止めてしまったわけですね。そこまでの費用は掛けないと思いますけれども、やっぱり、何か安全性を良くしながら、もしするならば、ちゃんとそこまで考えた態度でやってもらいたいと、今までも来ていると思いますけどもね、再度、念を押しておきたいと思います。あ

とは、スポーツライミング、ボルダリングとちょっと私も書いているわけですがけれども、確かに公園場の中では外だから雨ざらしとかなんとかで滑ったりとか何かする、あれはあくまでも室内、ちょっと私もその専門じゃないから勉強してないんですけども、屋外でもやっぱりある所はあるんですか、ちょっと知った人がおればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今回の議員の御質問で、私も少し調べさせていただきました。近辺であるのは長崎市のアリーナかぶとがに、こういった所に大きな野外でボルダリング施設という形であります。あと大村高校とかでも同じように野外でボルダリング施設というのを確認しております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

確かに設置場所等々、するとするならば、あそこの岡郷の大きな公園しかないような気がするわけですが。あと、室内的に設置してもいいような気もするわけです。町民の健康増進とか競技人口増のために。それからすると、室内ということは、どこの担当になるわけですか、教育委員会になるのかな。ちょっとその室内なんかで体育館とか何かちょっとそういう所で設置してみようかという考えは、このあれが出てから、今までであったか知らないけども、どういう考えでいるのか、ちょっと担当でお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

そのボルダリングのスペースということで、先程言われていた分は10メートルとか、高いやつだと思うんですけども、ボルダリングの場合、高さ3メートルか4メートルあればできるということで、しかしそういったボルダリング施設の下に安全マットというのを敷かなくてはいけないようになってまして、その安全マットを敷く分について、ちょっとスペース等とはとれないのかなということで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

では、一応今のところでは長与の一応どの部署においてでも、そこまでは考えてないということでもいいわけですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

今のところ、そのボルダリングのコースについての設置は考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

分かりました。あと3番目の長与町公民館1階フロアの件ですけれども、傷がつくということですが、ほかの所もどうかな。南交流センターなんか、あれは板のフロアじゃなかったかなと。担当はどこですかね。あそこも会議で机なんか置くから何も問題ないような気がするんですが。板張りじゃなかったかな。ちょっとお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

はい、南交流センターは確かに板張りになっております。南交流センターの場合、設置が新しかったということで、椅子等もそういった傷がつきにくい椅子、机等が設置されております。長与町公民館の場合、元々の備品がパイプ椅子ですね。パイプ椅子とか、そういった部分になりますので、そういったことで傷がつきやすいということで教育長の答弁がっております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

私も時々あそこを利用させてもらって、いろんな人たちが板張りだったらしやすいなというのが声もあるわけですね、僕だけじゃなくして。これからのそういう向かって、何かできないかなっていうのが町民の声であるわけですが、もしするとするならば幾らぐらい掛かるか、何かそういう計算したことありますか、ちょっとお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

ちょっとそちらの試算の方はしてないんですけれども、利用者の方から大ホールの床の部分がちょっと改修をして欲しいということで、平成29年に大ホールの方の床を改修しているんですよ。そのあと利用者の方にはきれいになったとか、ぼこぼこがなくなったということで、公民館の方にはそういったことで、ありがたかったというお声は届いております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

今でもまだこう波が打ってるんですよ、それがね。だからそういうのが一面になればということで、やっぱり使いやすいし、やっぱり板張りとのあれでは、体に感触が

やっぱり違うわけですね、これがね。だからそこで、いろんなヨガとか、そのいろんな体操するにしても、当然板張りになってもそれは自分たちのマットを持ってきてしなきゃならないわけですけども、よりこれからの地域のそういう高齢化に向かってできればなということで、質問したわけですけど。ちょっと今後のそういうあり方として、公民館があそこでする場合には、そういうのに向かってやる気があるのか、ちょっとそこんところお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

現状、教育委員会の所管で板張りのスペースがあるっていうのは、体育館関係とあと海洋スポーツ交流館ですね、そちらの方が板張りの間になってます。で、あと公民館等についても昼の間とかもありますので、そういった部分で是非その板張り等で使用されたいというときには、そちらの方を使っていたきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

今回、職員力、人間力というのが、やっぱり一番私も常々言っている中で町長の日本一を掲げる、幸福度日本一に向かって住民が一生懸命になって、だから町長も一生懸命になってる、職員も一生懸命になってる、住民も一生懸命になって何かをやっぱり共同体でやっていこうという気はやっぱりあるわけですから、またそれに向かって職員が、町長が、やっぱりまずは住民の先頭に立つ、ろう、精進する、それは誰でも一緒じゃないかと思っております。今後そういうのを町長自身が力を発揮して、住民のためにより健康、幸せに向かっていけるように町長の指導力を期待していきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで吉岡清彦議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時35分まで休憩します。

（休憩 10時22分～10時35分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、八木亮三議員の①公立学校の学校公開週間におけるセキュリティについて、②住環境改善のための野良猫対策の本町の方針についての質問を同時に許します。

1番、八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

早速、質問に入らせていただきます。まず1番ですが、公立学校の学校公開週間におけるセキュリティについて。去る6月24日から7月1日までの1週間、長与町内では、

長与の子の心を見つめる教育週間と銘打たれ、町内の公立の小学校5校、中学校3校の全校で保護者や教育関係者に限らない全ての人を対象とした学校公開が行われましたが、この期間中に洗切小学校、長与南小学校、長与小学校の3校を訪問いたしましたところ、いずれの学校でも特に身分証の確認などもなく、正面入口から校舎内に入ることができまして、受付済を示す来校者のIDカードと記名帳が置いてある受付テーブルも無人であったため、誰にも会うことなくIDカードを取って首から下げそのまま自由に校舎内を歩いて回れるという状態でした。どの学校も校内を見て回る際に教職員が特に付き添うということもなく、ちょうど掃除の時間だった学校があったんですが、そちらに関してもやはり教職員の監視などない状態で、入ってすぐに廊下や教室を掃除している大勢の子どもたちと自由に接触できるような状態でした。この教育週間は県の主導で平成16年から行われている長崎っ子の心を見つめる教育週間の一環で、そもそもは平成15年に県内で起きました12歳の少年による男児殺害事件をきっかけに命を大切にすることや思いやりの心の育成、これを目的の1つとして始まったと聞いております。子どもが加害者になるということ防止のために、道徳教育や授業を中心に命あるものを尊重し大切にすることや育むという内容については一定の理解ができるんですが、子どもが被害者となるということも当然に防ぐべきであり、その点においてはこの防犯体制の甘さには非常に問題があるのではないかと感じました。この件については既に当該教育週間中に一度窓口にて長与町教育委員会に問い合わせをし、その際には教職員は不審者対策の講習を受けている。地域住民や保護者ではないと思われる人には声掛けなどをして牽制し、表面上は平静を装いながらも相手が不審な動きをしないか、しっかり目を光らせているという回答をいただいておりますが、そもそも教職員と一度も出会うことなく子ども達に接触できるという状況では、これは対策とも言えないようなものではないかと思っております。この件につきまして以下質問いたします。(1)教育週間という期間を設定し道徳教育を特に強化するということが自体は心の育成という当初理念から理解はできるんですが、それを誰にでも公開するということが、この教育成果とは何ら関係がないように思うんですが、防犯対策を手厚くできない状態であるにも関わらず、公開でやらなければならない理由はあるのでしょうか。(2)教職員の多忙かつ長時間の労働というのが全国的にも問題とされている中で、さらにその上に専門分野ではない不審者対応、その習得や児童の安全保障という心的負担や責任まで負わせるということは非常に不合理で非効率的、不完全かなと思うんですが、児童の生命の安全のために今後はこの学校公開週間の期間中に防犯対策を強化、変更するなどの予定はないのでしょうか。

大きく2番目の質問ですが、住環境改善のための野良猫対策の本町の方針についてです。現在殺処分をすることなく野良猫を減らして、かつ猫の糞害や無秩序な餌やりなどを防ぐ方策として、野良猫の成猫、大人の猫ですね、成猫に不妊、去勢手術を施し、それを地域住民がルールに基づいて餌やりやトイレの世話を行って、地域ぐるみで寿命まで面倒見ることによって徐々に頭数を減らしていくという地域猫活動というのが全国的に広ま

っております。動物殺処分数で全国最多という不名誉な記録を毎年出している長崎県でも、県を挙げてこの地域猫活動を推進しつつありますけれども、県では毎年200頭分の野良猫の不妊去勢手術費用を負担し、県下の市町村にも協力を求めています。長与町も独自に手術費用の一部補助として年間20頭分に当たる16万円の予算を計上しておりますが、地域猫活動というのは、この手術後の方がむしろ餌代やトイレの世話など費用の負担、あとは5年から10年掛かるというこの長期にわたる世話という労力の負担が大きく、そもそもこの20頭の捕獲や手術への持ち込みというのも全て自主的な住民の善意に頼っている状況です。また地域猫活動が少人数の住民が自主的に行うだけではほかの住民がその地域猫活動を行っている人に対してただ餌だけ与えてるように見えてしまったりですとか、またほかの住民が餌だけ実際に与えることで猫の行動範囲が分散してしまって地域猫活動が成立しなくなったり、そういった誤解やトラブルという弊害を生みかねず、最低でも自治会単位でその活動が周知、認識、理解されなければ効果は期待できません。野良猫の害というのは糞害やごみの散乱、鳴き声の騒音、餌をやる人とほかの住民のトラブル、餌を放置することでほかの動物が集まってきたり、あとはノミやダニの人への感染など様々に害がありまして、本来的には野良猫の削減というのは安心、安全な住環境の維持改善のために行政がもっと主体的、積極的に行うべき業務ではないかと思っております。住民環境課では野良猫の問題で相談に来る方に対して、長崎県が作成している地域猫活動のすすめというプリントをお渡しているということなんですけど、それ以上の協力はほとんどなく、あとはもう住民に丸投げという状態で、本気でこの地域猫活動というのを推奨しているようには思えません。県の方針に沿う意味でももう少し積極的かつ具体的な支援、地域猫活動の推進や支援を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。以上、よろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは八木議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。1番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をさせていただきます。私の方から2番目の御質問につきましてお答えをいたします。2番目の住環境改善のための野良猫対策の本町の方針はいかがなものかという御質問でございます。現在、県では長崎県動物愛護推進協議会の事業といたしまして、獣医師会の御協力を賜りまして、野良猫に対する不妊、去勢手術を継続的に実施しておるところでございます。さらに町でもこの事業の野良猫に対する手術費の補助といたしまして、20頭分の予算を確保し御協力者の費用負担の軽減を図っている状況でございます。これは議員がおっしゃるとおりでございます。この事業の運用につきましては、希望者が西彼保健所に相談をしたあと、役場窓口での申請を経まして、職員が野良猫をお預かりし病院へ搬送いたします。そして手術後に職員が受け取りを行い役場窓口で依頼者へお返しするといった

流れ、運用になっております。一方、県の施策として実施をしております「不幸な犬や猫を減らす共同プロジェクト」つまり地域猫活動でございます、の対象となる猫の手術につきましては、地域猫の活動メンバーが保健所へ連絡をいたしまして、捕獲から去勢、不妊手術の持ち込み引き取りなど自らが行う運用となっております、「地域猫事業」と地域猫以外の「野良猫の手術事業」、これについては運用が異なる部分があることをまず御理解いただければと思っております。また野良猫の相談等につきましては、現地に赴きまして聞き取りや状況把握を行いまして、看板の設置や事案ごとの対策を行い、相談者の御理解をいただけるよう対応をしているのが現在の状況でございます。このほか、保護した猫の里親探しにつきましても、職員や猫に興味がある方などを通じまして、里親探しの拡大に繋げる対応を行っているところでございます。今、議員御指摘をされてましたとおり、地域猫活動につきましては認識不足による誤解などが発生しないよう、地域や自治会及び住民の方々へ広く理解をしていただくことが非常に重要であると考えております。そのため町といたしましても、ホームページあるいは広報、関連機関等の御協力いただきまして、猫の適正飼育や地域猫活動につきまして、猫を飼っている方、世話をしている方のみならず、地域の多くの方々にと猫が共に幸せに暮らせるまちづくりの共通の理解と認識を持っていただくように啓発の強化に取り組んでいるところでございます。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、私の方から八木議員の1番目、公立学校の学校公開週間におけるセキュリティについての1点目、公開の理由の御質問についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、この教育週間は平成15年度に長崎市で起きた中学生による幼児殺害事件をきっかけに、平成16年度から全県的に実施されている取組であります。この取組は全ての公立学校で教育活動を公開する教育週間を設定し、学校と保護者や地域住民が連携して地域の子どもの地域で育むという機運を高める本県教育の特色ある取組となっております。本年度も5月から7月の間で各学校が設定する1週間において公開授業や体験活動、家庭、地域との連携などの取組を一層充実するよう長崎県教育委員会から通知を受け、本町立の全ての学校でも実施したところでございます。本町では、長崎県教育委員会の通知を受け、他市町同様平成16年度以来、毎年6月末から7月初旬の1週間を長与の子の心を見つめる教育週間として実施してまいりました。この間、学校の安全を担保するためにPTAや地域の各種団体の皆様の御支援を受けながら実施をまいりました。おかげさまで不審者事案は1件も起こっておりません。ここにいらっしゃる議員の皆様の中にもそのような活動に関わっていただいた方は少なくないと認識しております。この場をいただきこれまで関わってこられた多くの皆様に感謝申し上げます。長崎県教育委員会の通知に基づき実施している取組でありますので、今後も通知に従って実施して

いきたいと思っております。その際は引き続き議員各位をはじめ保護者の皆様、町民の皆様への御支援をいただくことになると存じます。御協力よろしくお願い申し上げます。

続きまして2点目の学校公開中の防犯対策の強化、変更についてでございますが、学校保健安全法で第29条では、第1項において「学校においては、児童生徒などの安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする」とされており、また、第2項では「校長は危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施、その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする」と規定されております。教育週間だけではなく教職員は普段より児童生徒の安全を守ることが法により課されております。その点、教職員による対策は継続をしております。しかしながら、議員御指摘のとおり学校を公開する際は、何よりも子どもたちのために細心の注意を払う必要があると考えます。これまで教育週間や運動会をはじめ、学校を広く公開する行事におきましては、PTAや青少年育成協議会など各種機関、団体に安全確保に関する御支援を依頼しておりました。重ね重ねであります御協力に感謝申し上げます。これからも議員の御指摘を受け、学校を公開する行事の際は、危機管理をさらに強化し、不審者等による事件を未然に防止していきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では再質問をさせていただきます。今のお答えで県教育委員会からの通知を受けて実施しているということと、PTA、各種自治会、地域の方々ですかね、支援を受けて不審者の実際に侵入等は1件もないということは分かりましたが、まずこの学校公開自体が県の通知ということではありますけれども、そもそもこういう保護者等ではない地域の方とか、PTA等ではない誰にでも学校、授業を公開するということですけども、その学校を授業を見せたい、見て欲しいということであったり、または逆に地域の方が学校の様子を見たいというこういう要望とか、こういったのは行っている側の大人の都合だと思うんですね。子どもたちが別に見て欲しいというふうに考えるわけでもないと思いますし、保護者とかが授業参観とかで見に来ているということであれば、またちょっと別だと思うんですが、知らない人から見られて頑張ろうと思うわけでもないと思いますし、逆に知らない大人というのが学校内というのを入れてきて見て回っているという状態というのは、かえって子どもに緊張やストレスを生むだけじゃないかなというふうに私は思うんですけども、こういった教育週間、県の指導ではあるので県の話にはなるんですが、これ自体もこういった事件を受けて道徳教育に力を入れてますよってというアピールをしたい大人の考えのようにちょっと思えてならないんですが、この教育週間中にその学校に見学に行ったあと、この防犯体制がこうなっているというこ

とをもう一度長与町の教育委員会窓口を訪ねて、話を伺いましたけれども、理事の方から保護者の方からこういったセキュリティ大丈夫なのかっていうような御意見はないんですかと私が尋ねたところ、今まで1件もないというお答えだったかと思うんですが、これは間違いないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。保護者の方からのいわゆる不安と思われるようなお問い合わせについては1件もあってございません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

この教育週間というものにつきまして直接私が県庁に行きまして、県の教育週間の担当部署である高校教育課児童生徒支援室の方に少し話を聞いてきたんですけども、県内の他の公立小中高でこのように学校公開を実施していて、これまでにそういうセキュリティの不安などをPTA等が訴えてきたことはないんですかと同じようにお尋ねしたんですけども、市や町の何と申しますか、声というのが全部県に上がってきているとは言えないので、そこまでは答えられないそうなんですけど、少なくとも県に直接そういうセキュリティに対する不安の声は上がったことはないとやはり同じような回答ではありました。ただ、私が今回の今年の教育週間をたまたま3つの学校1回ずつ訪問しただけでも、ちょっとこれは不審者対策に甘いんじゃないかと不安をちょっと感じるぐらいですから、これまで15年も県内全域で行って来て保護者の声が1件もないというのは私としてはかえって不自然な気がしまして、どういうことかっていうとそのクレームがないっていうことは、保護者の方々がこのセキュリティ何も問題がないと思ってるからというよりも、その授業参観のように日時とかを指定されて我が子の授業を見に行くというのとは違って、1週間の間どなたでも平日見に来てもらっていいですよっていうのはちょっと漠然としたというか、学校公開にはほとんどそもそも来校者がいないんじゃないかと思うんですよ。だからクレームがあまり上がってこないんじゃないかなっていうふうに私はちょっと思ったんですけども、そこでお伺いしたいんですが、この実際に教育週間の間に長与町内の小中学校ですね、町立の学校で来校した方の数というのはどのようになってるか分かりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

概数でお答えしてもよろしいでしょうか。各学校には、この期間中に民生委員の皆様方に御訪問いただいておりますので、各学校のエリアの中にあられる民生委員の皆様方に御

訪問いただいています。大体その数が各学校とも20名というふうに捉えております。また、保護者の方々が道徳の方の授業には御参加されますので、その数につきましては各学校におきまして数が相当違います。ただ小学校におきましては、参観数が授業参観の数から言いますと約3割か4割は参加をされますので、そのところでの数でしかうってでれないかなというふうに考えております。議員御指摘のいわゆる保護者でもない、あるいは民生委員でもないような方々で学校にお越しになられる方、いわゆる一般の町民の方につきましては、その中で見守り活動をされてる皆様方が数人それぞれの学校にお見えになられる。そういうふうな状況だというふうに捉えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうしますと今のお答えからいきますと、主にやはり授業参観というような形で道徳の授業に訪れる保護者の方がまず中心で、そのほか民生委員の方が各校20名ほどということですが、そうすると何といいますか、それ以外の方が少ないということであれば、こうやって公開をしなくても授業参観なら保護者を呼ぶ、その他、民生委員の方だったらこの日に来てもらうとか、そういう形で常に学校を誰でも入れる状態にする必要はないんじゃないかなとちょっと思うんですけども。いずれにしても実際に県の担当者の方に伺ってもやっぱり道徳の公開授業の日、授業参観ですね、この日は、やはり特にどの学校も来校者が多いということで、その日に関してはPTAなどに依頼というか協力をお願いして、いわゆる受付などの業務をしてもらっているということなんです。なので結局、県もそういうふうに道徳の授業のときだけが多いというふうにある意味では認めているというか、実際がそうだというふうになっていると思いますので、やっぱり児童の安全確保の面からは、そういった道徳の授業参観のときだけとか、あとは確か週間にペーロンの体験学習などもあったと思うんですが、そういった特別ないうか、もう場所とか時間が決まっているような授業だけは一般の方も見れるとかそういうふうに限定してもいいかなと思うんですね。その不審者が侵入する先程のとおり教職員の方も対策の講習を受けたりしているということではありますけれども、実際に誰でも入れる状態であるわけですから、そういった危険性を取り除けないような状態であれば1週間ずっと平日公開するというのではなくて、その授業、道徳の授業のときだけとか、限定するような学校公開でもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。議員御指摘のとおり安全を守るという点で時間を限定して、そして、そこだけ公開するというふうなことも1つの手であるというふうに思います。それは安全ということを学校の中におけるいわゆる不審者に対応するというふうな点での対

応があるかというふうに思いますが、もう1つ別の視点から見ますと、これを全県的な動きにいたしましたのは、地域総がかり、県民総がかりで子どもたちの実態を見て、そして平成15年にあったようなことがないように、どこでも声が掛けられるような状況を作ろうというふうなことでございました。学校にいて子どもたちが学ぶ場のある週間に限定して行うというのは、時間帯によって来れない皆様方もいらっしゃいますので、そういった方々への対応というふうに考えますと、やはり県が今推奨している1週間を開けるというふうなことで行う方が平成15年度のことを二度と繰り返さないという点では、こちらの方もいわゆる開いて守るという点で効果があるのではないかというふうに今の時点では考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね、元々開かれた学校っていうのをテーマにして行っているんで、そうなるかとは思いますが、ただ15年程もう実際に実施をしてきて実際に来ている人っていうのが民生委員や保護者の方以外の一般の方も数名ぐらいというような状況であれば、公開していることの効果に対してやっぱり危険性の方が高いとか安全面を重視したほうがいいんじゃないかなと思うんですね。もっとたくさんの方が実際に訪れているということであれば、そういった理念の効果が実際にあるのかなとは思いますが、あと県の担当者の方に伺いましたら、この教育週間、学校公開というのはもちろん県の主導で行っているものの、先程最初に通知に従ってということでしたけども、強制ではなく県下の市町に実施をお願いして参加してもらってるということだったんですね。ただ現状では実際には公立の小中高全校で行われている。つまり100%の実施率ということなんですけれども、個人的にはこういった防犯体制しかとれてない状態、児童の生命の安全のリスクがあるのに対して、ちょっと効果が薄いのかなと思いますので、県全体でちょっと考え直したらいいんじゃないかなとは思いますが、立場的にもちょっと県のことを言うあれでもないで、今、長与町の教育委員会の方にお尋ねする形なんですけれども、実際に県の主導だけでも強制じゃないと、そういったことも含めて、あと教職員の皆さんにそういう不審者対策は指導していると。いろいろそういうのを踏まえての教育週間の防犯体制をこのままにして実施を続けて、万一その不審者が侵入して児童や教職員が何かしらの被害を受けるような事故事件があった場合、そのもちろん加害者の責任は別としまして、こういう不審者の侵入を許してしまったことに対しては誰が責任を負うことになりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。まずこの事業につきまして長与町全体として参加をするというふ

うなことをいたしました教育委員会の責任が出てくるかというふうに考えております。また実は学校公開するのはこれだけではございませんで、一番多いのが運動会あるいは体育大会ここがいわゆる外部の方も含めて参加をされる方が大変多いかというふうに思います。これにつきましても議員御指摘のようなセキュリティを強化するというふうなことも考えなければならないというふうに思います。このときにこの状況の中でいうと、いわゆる教育委員会並びに学校の方がこの責任を問われることになるかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。県の担当者の方に伺いましたら、どういう防犯体制をとるかとか、その学校ごとにどう防犯体制をとるかっていうのは、各学校や各自治体、恐らくこの長与町なら教育委員会の皆さんだと思うんですが、そういった各市町の自主的な判断、裁量に任せてあるということなんですが、ただ県としてもこの教育週間をこの期間行いますよっていうことは県警に通知というか、協力を依頼したと。実際に各自治体もその所管の警察署等に支援等相談などの要請がしやすくなっているというふうに伺ったんですが、この長与町は時津警察署が所管だと思うんですが、この教育週間を行うに当たっては例年時津署の方に何かこの教育週間、学校公開の実施期間に限った協力依頼と言うか、例えば学校周りの警戒態勢やそういった何かしらの依頼や相談は行っているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

協力依頼につきましては、警察の方にこの時期の直前にお願いをするというふうなことはいたしておりません。年間を通してこの時期も含めてお知らせをしておりますので、そのところには注意を払っていただいているのではないかとというふうに考えております。また、それ以外に長与町としましてはPTA並びに青少年育成協議会の方にも、教育委員会の方からは安全対策の要領をお渡しして、これに沿って御協力いただきませんかというふうなことの依頼はしております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

学校の安全確保のために警察にも年間通じて協力してもらうっていうのも当然かなと思うんですが、一応県の方ではこの教育週間をやるに当たって特別にこの期間は県下で教育週間ありますよということを県警のほうに通知して協力ができる体制をとっているというのに対して、この期間に限ったそういう協力体制を特に強化してもらうとかいうのは時津署に依頼してないというのは、ちょっと県の考え方と言うか、せつかくのそう

いう準備等をちょっとそれを生かしてないのかなというふうに思うんですが、そもそもこの学校公開というのが始まったのは平成16年からということですが、平成11年に京都で小学生の殺害事件があつてそれを受けまして、平成12年に当時の文部省から幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について（依頼）という通知文書というのが、全国の都道府県教育委員会教育長等に宛てて出されていたと思うんですが、それでも平成13年に大阪で男児が8人も犠牲になるという痛ましい事件も起こっております。それにも関わらず、今の質問でも、せっかく県が県警と連携しているのに長与は時津署と特にそういう期間中の連携を行ってないっていうのは、何と言いましょうか、そういう事件というのは我が町では起きないという、ちょっとそういう楽観的な視点に基づいているのかなと感じるんですね。12年に出されたその文部省からの通知には幼児、児童、生徒の安全確保のために学校及び教育委員会等において取り組むべき事項について、具体的に点検すべき項目を参考事例として示したというものが記載されていて、その点検項目の中に来訪者には身元の確認を行うなどして外部からの出入りの確認を行っているかどうか。学校開放に当たっては教育委員会等として学校開放時に人員を配置するなど安全確保の体制を整備しているかどうか。管下の学校においてPTAや地域住民に学校支援のボランティアの協力をどのようにやっているか把握しているかというような、こういうチェック項目があるようなんですが、これを行ってない場合は改善計画を示すというふうになっているみたいですが、現在のこれまでお答えいただいた答弁の中にあるかと思うんですけれども、改めてこの学校公開時の長与町の学校の防犯体制は、この文科省の通知の趣旨内容に十分内容満たしていると御認識されてますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程の答弁が警察との連携を図ってないかのような印象を与えたとすれば、それはちょっと改めさせていただきたいと思います。この事業につきましては4月の当初にいつにするかというふうなことを県が全て吸い上げます。そして県の方で一覧表を作って、そのことを県警に依頼をするというふうなことになりますので、所轄のそれぞれの県警の方にはいつ何どき、それが行われるかというふうなことについての周知がなされているというふうに判断をしておりますので、その点でこちらから特段にというふうなことでの話をしておりますので、決して県警と連絡をしないとか、時津署と連絡をしてないというふうなことは違うということで御認識をいただければというふうに思います。先程ございました平成12年、そして、そのあと大阪の池田小学校の方で起きた事案のあとに学校の方がとったことについて、多少の時間を取りまして話をさせていただければと思いますが、このときには学校の門扉も全て閉ざし、そして学校の出入口も多くのケースでは鍵をかけるというふうなことでの対応をいたしました。ただ、そのことを対応したあとに、先程から申し上げてます長崎の方では平成15年度にそのようなことが

ありまして、学校が地域に対して学校を開いてないということが子どもを知らないというふうなことが原因になって、そして声を掛けられないまま、このような事件が起きたんではないかというふうなことの反省にたつてのことですので、かなり学校としては閉じたものを開くという点で様々な取組をしなければならないということで検討いたしました。その点で先程御指摘がありましたようにPTAにつきましても、事前のPTAの会合の折、役員会の折に、いつ開くというふうなことで学校公開のところで開く期間と、そしてそれに対するの依頼というのを各学校の方はしております。また青少年育成協議会につきましても、通知でそういうことを行っております。我々が協力していただけるところは学校の方、町としてはその機関でしかありませんので、そこに対応しているというふうなところなんです。先程から議員が御指摘されてるとおり議員が3校訪ねられた折に教職員と1人も会わなかったというふうなこと。そして、それがかなり甘いのではないかというふうな御指摘はもうそれは受けないというふうに思います。今後それについて強化をしたいと思いますが、それについてもやはり全体として学校を開いて子どもを守るというふうなことのこの週間は堅持をしたいというふうに思いますので、今後そういった依頼についても強化をしていきたいし、また様々な協力の団体であるとか、あるいは協力できるような方々については発掘をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今回のちょっと質問で問わせていただいた内容について、ちょっと今後御検討いただけるということでしたけれども、最初に述べましたとおりこの防犯面がちょっとまずいんじゃないかということをお尋ねして先程のようにお答えもいただいておりますが、そのあとに7月19日に開かれました定例の教育委員会、傍聴させていただきましたけれども、このときに私がこの学校週間、公開週間の防犯体制に対してそういうちょっと危惧を伝えた、そう言った意見があったというようなことについて全く報告やそういう教育委員会内での共有などが一切なされなかったのもちょっと気になったんですが、これは何故でしょうかというか、どういうことでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。この防犯につきましても強化をするということは、私ども学校教育課の方から学校の方に対して指導するというふうなスタンスであろうというふうに思いましたので、この点については委員とは共有はしておりません。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私も教育委員会という組織や活動内容というのは正確に把握しているわけではないんですが、そういった場で学校全体のこの問題に対して様々に検討して、また学校にフィードバックしたりするのかなと思っておりましてので、それがなかったことで、ちょっとそういうもんのかなと思ったんですけども、今の答えで一応了解いたしました。最後に、ちょっとここに先程の事例でも出た大阪教育大学附属池田小学校の事件を受けて、その当事者とも言える大阪教育大学が調査研究会を事件後に行って、事件がなぜ起こったのか、二度と起こらないためにはどうすればいいかっていう反省や課題を集約した平成15年の報告書っていうのがありますので、ちょっと最後に少し読ませていただきたいと思うんですけども、この大阪教育大学の報告書では『大学及び附属池田小学校では、日本社会の根底的な変化や社会危機の兆候を十分に把握できていなかった。学校における類似の児童殺傷事件の前例があり、当時の文部省から平成12年1月7日付で幼児、児童、生徒の安全確保及び学校の安全管理について（依頼）が出されていたが、この通知文書の内容を十分に受けとめていなかった。一般社会における危機管理の必要性が叫ばれていたが、学校では「まさか」と思われていた。学校を巡る犯罪の質の変化と件数の増加を知り、事件に対して素早く対応できるよう安全管理体制を再構築しておく必要があった。』また、『今回の池田小学校事件以降、門の閉鎖、敷地内への出入口への来校者に対するチェックあるいは防犯カメラの設置が多くの学校で行われている。そのことが文部科学省の提唱する「開かれた学校」と矛盾し両立は難しいのではないかと捉え方もある。』、『「開かれた」意味が「閉じたイコール外敵や不審者の侵入を防ぐ」の反意語として誤解されかねない。しかし、「開かれた学校」はいつでも誰でも校内に入れる状態を意味するのでは決してない。あくまで開放の際には「子どもを守り、子どもを育成する」ことをもとに開放する場所と開放しない場所の明確な区別を行い、子どもの安全が最優先に確保されなければならない。その意味で門を閉めたり、警備員の配置や防犯カメラの設置は「開かれた学校」と矛盾するものでは決してない。「開かれた学校づくり」は「子どもの育成のため」であり、「子どもの安全を守る」ことが不可欠である。単に物理的に門やグラウンドを開放することをもって「開かれた学校」を象徴的に捉えるのではないことは明白である。』という報告書があるんですね。これは犠牲者を出した当事者で、しかも国立の教育大学が出した報告書として、特別な意味があるんじゃないかなと私はちょっと感じまして、皆さんと同じく教育のいわゆる専門家であるこの教育大学の方が出した報告書っていうのを、この今の反省というか、課題に関する取組っていうのを是非生かしてというか、これも1つ念頭に置いていただいて、また来年以降の学校公開週間に当たっていただければと、お願いして1問目の質問は終わらせていただきます。

2問目の野良猫対策に対してなんですけれども、6月の議会の際に同僚議員から野良猫対策、地域猫活動についての質問があった際に、住民環境課の方から野良猫の手術費

の補助の効果というのを問われて、平成28年以降はそれ以前と比べて野良猫引き渡し件数が半減したということをもって、手術費の助成等の一定の効果と考えているという答弁があったと思うんですが、ちょっとこれは何と言いますか、雑と言うかちょっと本当にそうなのかなというところがありまして、実際もうこの平成27年か29年ぐらいにかけて猫ブームというのが起きていて現在もですけども、猫の飼育頭数というのは全国で非常に増えていて、また増えているだけではなくて国会議員なんかの動きもあって動物殺処分、あとは猫の虐待っていうのが事件、報道などで問題になったこともあって、猫はペットショップで買うのではなくて、保護された猫が殺処分されないように譲渡会や個人から引き取って飼うという動きが広まったりとか、あとは平成24年に動物愛護法の改正によって捨て猫の罰金が100万円に引き上げられたり。そういったことで不妊去勢手術を行う飼い主が増えたことなどが複合的に理由なのかなと思うんですが、それでちょっとこの引き取り数が半減したので、手術の助成だけでそれだけの効果があったというのは正確さに欠けるかなと私は感じたんですが、いずれにしても町の予算を使って手術費の助成を行っているわけで、その効果をもう少し正確に具体的にやはり把握する必要があるんじゃないかと思ひまして、そのように数を正確に把握するという意味でも野良猫の害の問題を抱えている地区に関しては、自治会や自治会長やそういったところに地域猫というのを提案して、現状の野良猫の頭数の把握ですとか、そこからの具体的な増減を管理していくのがいいかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。野良猫っていうくくりでの地域での頭数の把握っていうのは非常に難しいと考えております。犬の場合は登録制度等がありまして、大まかな頭数の把握はできるんですが、これは飼い犬に限ってですが、猫に関しては飼い猫それからもしくは野良猫についての把握っていうのが非常に難しいってことで、それに対して自治会の方にどうこうと、こういうふうにしましょうとか言うのがなかなか難しい部分があると思います。ただ、議員が今回御指摘のとおり地域猫活動というのが、もう少しほかの地域の方に浸透すると、全体的な殺処分といいますか、避妊手術が行き渡ってだんだんと引き渡し頭数も減りますし、それに伴って殺処分等の減少にも繋がると思います。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

ちょっと数の把握等は難しいということなんですけれども、6月の議会の答弁のときにこれもニュータウン東の方で既に地域猫活動に近いことを行っている方たちに対して、今は自治会が独自にと言うか、自治会費から半分とかそういったので数万円、5万円で

したかね、出したりして助成はしているということだったんですけれども、それに対して町からは何かしらの補助はないのかということに対して、ボランティアなのだから自分たちで捻出して行うのが本来で補助金を当てにするものではないというような趣旨の答弁があったと思うんですが、この方たちもその野良猫の害で自治会がその地区が困っているということで仕方なくやっているということで、そういった大変な時間や労力を行って、言ってみればその住環境改善という行政の仕事を代行していると言ってもいいようなものだと思うんですね。そういった善意の町民の方に対してお金も自分たちで作ってくださいというのは、ちょっとないんじゃないかなと思ったんですけれども、このとき一応、最後に補助金も検討するという旨の御答弁もあったと思うんですが、その後どのように検討されたのかっていうのをちょっとお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

補助金につきましては、まずはその地域猫活動というものがどういったものか、所管の担当の者は何度か活動をされている方とお話をされてますが、私もお会いをして実態等をまず把握をさせていただいております。その後に保健所の方ともちょっと若干私的な話をさせていただいたんですけれども、結構よその自治体、県、それから大きな市とかになるといろんな補助制度、この避妊手術だけでなくプラスアルファの各種のいろんな補助を行ってる所もあるようでございます。また、クラウドファンディングですか、こういったものを活用して寄付を活用して、そういった補助とか、その地域猫活動に生かすっていうふうな方法をとっておられる所もあられるようです。そういったものも勘案をしながら、そういった実際に地域猫活動をやってる方の御意見、それから主体となってます地域猫の事業につきましての県の方の御意見等もお聞きをして、私としてはそういったクラウドファンディングあたりを積極的に県下で進めていっていただいて、それから地域猫と野良猫の手術の補助、それから地域猫の管理するための費用の捻出等には是非県の方が指揮をとっていただいて進めていただければっていうふうな考えで、今後ちょっと協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

ちょっと時間がなくなってきましたので、先にちょっと訂正といいますか、私の質問の中で先程、野良猫を不妊去勢手術に連れていったりするっていうのも住民に丸投げというふうにちょっと最初申し上げましたけど、町長の答弁の方で実際に捕獲した猫は町の職員の方が預かって手術まで行って、それを持ってきた方に返すということでしたので、私の質問の方はちょっと認識が間違っておりましたので訂正しておきます。

今のお答えですけれども、クラウドファンディングなんかが良いというふうに認識が

おありであれば、県が行うのを待たずして町として独自にやればいいんじゃないかなと今感じるんですけども、いずれにしても予算的になかなか大きく補助、支援することが厳しいということであれば、もちろん本当はやっていただきたいんですけども、まずは地域猫活動というのは、周辺住民への活動の周知っていうのが大きな鍵だと思うんですね。先程のように餌やりが地域猫活動なのか、ただの餌やりなのかっていうのが認識されてなかったらうまくいかないです。なので、地域猫っていうのをもっと大きく周知活動を、まず町の方でも行っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

議員が今回御指摘のとおり地域猫活動にしても、野良猫の活動にしても若干違いがありますが、不要な殺処分それから地域環境の保全、こういったものに繋がることはもう明白であります。ですからこういったことの自治会とか地域の方々そういった方々に啓発、周知を図ることが非常に重要ではないかと思っております。今後ホームページ等々もなかなかちょっと積極性が欠いた部分がありますので、この辺には今後強化を是非図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね、私も町のホームページの確認したんですけども、くらし環境というところにすごい小さい字で飼い猫もできるだけ不妊去勢手術をしてくださいとか、猫は室内飼いしてくださいって書いてあるだけで、ちょっとほとんど見る方はいないんじゃないかなと思うんですね。なので、この野良猫が増える原因の1つとしては、その手術をしてない飼い猫が外飼いされていて、それがよその野良猫と子どもをつくるっていうのも大きくあるようですので、こういった野良猫ではなくて飼い猫のいわばちょっとそういう無責任と言うか、そういう飼い方をしている人に対しても、もっと広く啓蒙活動などをしていただければと思います。実際この野良猫っていうのは最終的にやはり虐待されたりとか殺処分されることも多いので、そういったもう虐待殺処分されるために生まれてくるような命っていうのを1つでも少なくするために是非地域住民の要望を聞くなどしながら、最善の政策をまたさらに独自に御検討いただければと思います。

以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時33分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順 3、内村博法議員の①役場職員の働き方改革について、②学校職員の働き方改革についての質問を同時に許します。

7番、内村博法議員。

○7番（内村博法議員）

質問に入る前に、喫緊の課題として住民から切望されておりました熱中症対策としての小中学校のクーラー設置が完了し、そしてまた子育て支援として懸案事項でありました時津町との協働事業であります病児保育が8月に再開いたしました。関係担当部課の御尽力に対し深く敬意を表する次第です。

それでは質問に入りたいと思います。政府の重要政策としての働き方改革は1億総活躍社会の実現に向けて、働く方々の置かれた個々の事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を目指し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。これを受けまして長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等の措置を講じるため、本年4月に働き方改革関連法が施行されました。この働き方改革を通じまして行政サービスの向上に繋がることを期待するものであります。そこで勤務形態、勤務内容を考慮しまして、本町役場職員と学校職員に分けて、それぞれの働き方改革含む臨時職員、嘱託職員について、次のとおり質問いたします。①役場職員の働き方改革について。（1）政府が進めている働き方改革について町長の見解はどうか。また、役場における働き方改革は現在どのように取り組んでいるか。（2）長時間勤務の是正を図るためどのような業務改善に取り組んでいるか。また、長与町職員定数条例では職員の定数は240人となっているが、これを見直す考えはないのか。（3）就業時間管理はどのように実施しているのか。（4）労働基準法の36協定の締結状況並びに平成30年度における職員の時間外勤務、有給休暇取得、育児休業の実績状況はどうなっているのか。（5）安全衛生委員会の開催並びに産業医との連携はどうしているのか。（6）臨時職員、嘱託職員につきましては、新たな制度として創設されております会計年度任用職員に移行し来年4月から実施されることで聞いているが、本町の対応はどうするのか。また、会計年度任用職員の内容はどのようなものなのか。（7）政府は副業、兼業を推進しているが、本町の場合どのような取り扱いになっているのか。

大きな②学校職員の働き方改革につきまして、（1）政府が進めている働き方改革についての教育長の見解はどうか。また、学校における働き方改革は現在どのように取り組んでいるか。（2）長時間勤務の是正を図るためにどのような業務改善に取り組んでいるか。（3）就業時間管理はどのように実施しているのか。（4）労働基準法の36協定の締結状況並びに平成30年度における教員の時間外勤務、有給休暇取得、育児休業についての小学校、中学校ごとの実績状況はなっているのか。（5）安全衛生委員会の開催並びに産業医との連携はどうしているのか。（6）給食費の徴収業務、管理業務

について、文部科学省は学校や教員の負担を減らすため公会計化を各自治体に要請しているが、これについて次の点を質問いたします。（イ）現状の給食費の徴収業務、管理業務、含む食材発注や支払い等はどのように行っているのか。またこの業務に要する時間は月当たりどの程度になっているのか。（ロ）今後の給食費の公会計への対応はどうするのか。また導入する場合どのような課題があるのか。（ハ）文部科学省は、給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても学校の負担軽減を図るため、適切な対応をするよう要請しているけども、給食費以外に徴収してるのはどのようなものがあるのか。また、これについての対応はどうするのか。（ヘ）部活の負担軽減を図るため文部科学省は部活動指導員の積極的な活用を推進しているが、現状はどうなってるのか。多岐に渡っておりますけども、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは午後1番目の内村議員の質問にお答えをいたします。2番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方から1番目の御質問についてお答えをさせていただきます。まず1点目の政府が進めている働き方改革についての見解はどうかと、また役場における働き方改革はどのように取り組んでいるかとの質問でございます。政府主導の働き方改革につきましては、日本が直面をしております少子高齢化に伴う生産人口の減少、そのために労働力不足を乗り切るために多様な労働形態を認めて働きやすい環境整備に努めることが必要であると、そのように私は認識しております。こうした状況下におきまして、本町におきましても職員の過度な長時間労働を是正するために従前からのノー残業デーの設定に加えまして、本年4月から時間外労働時間の上限を定め、さらなる時間外労働の縮減に取り組んでいるところであります。2番目の長時間労働の是正を図るためどのような業務改善に取り組んでいるかと、そしてまた長与町職員定数条例では職員の定数は240人となっているが、これを見直す考えはないかという御質問でございます。この長時間労働の是正には、従前からのやり方に囚われずに自由な発想によって業務改善が促される職場風土が不可欠となります。こうした状況に鑑みまして身近な業務改善を提案することで気づきや意識改革を促し、その基盤となるタイムスケジュール管理や事務ミス防止などの技法習得を目的として各種研修会への参加を促しているところでございます。職員については、定員適正化計画に基づき採用を行っておりますけれども、定員240名に対し本年4月1日現在の職員数は232人でございます。定数に達するまでにはまだ若干余裕がございますので、今後、新規事業の開始や時間外勤務の実績、休暇の取得状況などを総合的に勘案しまして必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

3点目の就業時間管理はどのように実施しているのかという御質問でございます。就業時間の管理につきましては、職員が各々登庁、帰庁をパソコンに入力をいたしまして、

勤怠管理システムにおきまして、一元的に管理をしておるところであります。各所属長には、職員の出勤及び退勤時刻を適宜閲覧できる権限を付与しておりまして、この情報を基に課内職員の就業を管理しておるところであります。

4点目の労働基準法の36協定の締結状況並びに平成30年度における職員の時間外勤務、有給休暇取得、育児休業の実績はどうなってるのかということでございます。この労働基準法第36条に基づく協定の締結状況でございますけれども、労働基準法別表に掲げられております水道局及び保育所のこの2つの事業所につきましては、本年度当初から組合協議を重ね、7月31日に締結に至っておるところであります。平成30年度における職員の時間外勤務実績は、1人当たり平均で14.5時間、月当たりですね。そして前年度比で2時間減少しております。同じく有給休暇の取得実績は1人当たり年9.8日ございまして、前年比で1.4日増加をしているという結果でございます。また、育児休業の取得実績は、対象者11名中取得者は5名となっております。

次に5点目の安全衛生委員会の開催並びに産業医との連携はどうしてるかという御質問でございます。衛生委員会につきましては総務部長を筆頭といたしまして、産業医、衛生管理者、組合代表者の他に衛生推進者として所管部長9名を任命し、職場巡視の結果やストレスチェックの集団分析、時間外勤務及び休暇の取得実績を基に職場でして必要な対策を協議しておるところであります。また毎月、時間外勤務、休暇取得の実績を確認いたしまして、必要に応じて職場内の課題等について協議を行いまして、さらには産業医の指示をいただいているところでございます。産業医との連携につきましては衛生委員会への参加のほかには不調者への対応方法や職場において取り組むべき課題について、御指示をいただいております。こうした連携とともに不調者及び長時間労働者に対する面接指導、職員とその家族を対象にした相談など、職員の健康管理について積極的に関わっていただいております。

6点目の会計年度任用職員に対する本町の対応と内容はどのようなものかという御質問でございます。会計年度任用職員制度は、臨時、嘱託職員の適正な任用、勤務時間、同一労働同一賃金の観点に基づく適切な処遇を確保するために任用や服務規律などの整備を図る目的で作られているというふうなことでございます。会計年度任用職員には地方公務員法が適用されることとなりますが、具体的には服務に関する規定や懲戒処分の適用、勤務時間や休暇、研修の受講など一般職と同様に多くの規定が適用されることとなりまして、適切な運用が求められているところでございます。現在、制度設計に向けて実態の把握、内部委員会での協議、近隣自治体の情報を収集いたしまして慎重に検討を行っている最中でございますので、今のところ具体的にお示しするところではございません。会計年度任用職員制度に係る関係条例につきましては、次回の12月定例会の中で上程をさせていただきたいと考えております。

7点目の政府は副業、兼業を推進しているが、本町の場合どのような取り扱いになっているかという御質問でございます。地方公務員の副業及び兼業につきましては、地方公

務員法第38条におきまして、営利企業への従事等が制限されておりました、本町におきましても同法の趣旨とされております職務専念義務の履行、職務の公正な執行及び公務の信用の確保を念頭に適正な運用に努めているところでございます。政府が推進する中においても公務員については公益的活動等に限定をされておりました、こうした公務員の服務規律を重く受けとめ、副業、兼業につきましては、慎重な対応が求められるものと考えております。現在、職員の地域活動につきましては、労働として捉えることなく推進しているところであります、今後、柔軟で多様な働き方を推進していく上でも、地域への貢献を主眼に置き進めていくことが重要であると考えております。同時に県近隣自治体の動向を注視し進めていく課題であると思っております。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、私の方から内村議員の2番目の学校職員の働き方改革についての1点目、働き方改革についての教育長の見解及び現在の取り組みについての御質問にお答えいたします。平成31年3月18日付けで文部科学事務次官より、学校における働き方改革に関する取組の徹底について通知が出されました。この通知の中で、その目的は教師が自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることと規定されております。目的の実現のために同じ通知の中に次の3点の方向性が示されました。1つ目です。現在の教師の厳しい勤務実態を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直す。2つ目、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くこと。3点目、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすること。以上、提示された目的と方向性にに基づき、本町でも働き方改革に取り組んでいく所存でございます。通知には、業務の役割分担、適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策も示されました。この中で現在各学校が担っている業務や今後発生する業務について、次の3つの視点で分類されました。それは1つ目です。基本的には学校以外が担うべき業務。2つ目、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務。3つ目、教師の業務だが負担軽減が可能な業務でございます。これらの分類を参考にして通知に従い、教職員の負担軽減に取り組んで軽減を図っていきたいと考えております。

2点目の長時間勤務の是正のための業務改善への質問でございます。適正な勤務時間の設定に向けて、原則として学校の開錠時間は7時以前には行わないこと。施錠は19時以前に行うことを指導しております。また、教職員が確実に休日を確保できるように、今年度であれば夏季休業期間8月10日から15日の6日間に学校閉庁日を設定しております。この間の学校管理業務におきましては、町教育委員会で行いました。さらに、部活動に従事するために超過勤務時間が多くなっております中学校教職員への対応として、長与町部活動方針を平成30年12月に策定し、部活動日数や時間の制限をかける

ことといたしました。部活動には、学校の教職員以外の地域の方々にも指導者として参画していただいております。これらの指導者の方にも、この方針の理解促進のため本年4月長与町部活動方針の理解促進のための研修会を開催しております。

3点目の就業時間管理の質問にお答えいたします。勤務時間管理の徹底に関しましては、小学校では校務用パソコンの電源のON、OFFを管理し、中学校では昨年度から導入しております統合型校務支援システムでのタイムカード管理としております。月末に学校からの情報を受け、校長会や教頭会において各学校の状況を共有し、超過勤務時間の縮減に向けて指導を重ねております。現在、県教育委員会による全県的な取組であります、令和2年度までに超過勤務80時間となる教職員をゼロとする目標に向け、超過勤務時間の把握とともに指導を進めております。

4点目の36協定の締結並びに平成30年度時間外勤務、有給休暇取得、育児休業の実績についての御質問にお答えいたします。全ての学校において36協定の締結は完了しております。平成30年度4月から3月までの時間外勤務につきまして、小学校、中学校別に超過勤務時間別の延べ数を報告いたします。80時間以上100時間未満は小学校24名、中学校178名、100時間以上は小学校7名、中学校51名であります。有給休暇取得者は1人当たりの平均数数が小学校で15日、中学校で12.4日であります。育児休業取得者数は小学校2名でございます。中学校での取得者はおりませんでした。

5点目の安全衛生委員会の開催並びに産業医との連携の御質問にお答えいたします。学校において求められている労働安全衛生管理体制は、教職員50人以上の学校で設置するものとして、衛生に係る技術的事項を管理する衛生管理者、産業医学の専門家として教職員の健康管理を行う産業医、衛生に関する重要事項について調査審議する機関としての衛生委員会が義務づけられております。49人以下の学校には衛生推進者が義務づけられております。町内の学校は、50人以上が長与小学校、49人以下がその他の7校になっており、法的に安全衛生委員会が義務づけられているのは長与小学校のみですが、本町では全ての学校に名称は様々ですが、いわゆる衛生委員会を設置しております。産業医も法に基づき長与小学校に選任しておりますが、他の学校の超過勤務時間が多いため、産業医との面談が必要とされる教職員への対応も行ってまいります。

続きまして、6点目（イ）の現状の給食費の徴収業務、管理業務はどのように行っているのか。この業務に要する時間はどの程度なのかの質問にお答えいたします。給食費の徴収業務につきましては、管理公社に委託している図書校務員が行っています。毎月25日頃に引き落としのデータを作成し、月末に銀行より収納、未納のデータを受け取ります。未納者へは、翌月5日頃督促状を作成し、担任の先生を通して配布しています。未納のデータを管理職へ渡し、電話対応等により納付をお願いしている状況であります。また未納が続く保護者へは児童手当から徴収する手続きを管理職が行っております。食材の発注につきましては、全て栄養教諭等が行っています。支払い等の業務につきまし

ては単独調理場で栄養教諭等が配置されている学校では栄養教諭等が、配置されていない学校では校長が行っています。共同調理場の場合は、管理公社に委託している事務員が行っております。なお、給食会計の帳簿につきましては、管理を管理職対応で行うなど複数で対応するようにしております。給食費の業務に携わる教職員の業務的負担は未納者への対応が主な業務であり、現時点ではそれほど時間を要していない状況だと思っております。

6点目（ロ）の今後の給食費の公会計化への対応はどうか。導入する場合、どのような課題があるのかの質問にお答えいたします。給食費の公会計化につきましては、文部科学省の学校給食費公会計化ガイドラインの策定を受けて、公会計化に向けた検討に入りたいという方針を、以前議会の一般質問で回答しておりました。文部科学省のガイドラインにつきましては昨年度に策定予定でしたが、若干遅れて本年7月31日付で通知がなされました。今後、そのガイドラインに沿って公会計化に向けた準備を進め、システムの構築や人員の確保、条例規則の整備などの様々な課題に取り組み、体制を整えていきたいと考えております。

6点目（ハ）の学校徴収金についての御質問にお答えします。学校では議員御指摘のとおり給食費以外で、教材費、修学旅行費、高等学校の受験料等の徴収を行っております。町内の学校の教材費につきましては、多くの小学校は学級担任が徴収し、一部の小学校と全ての中学校は教材業者が学校で児童生徒から徴収するというようにしております。修学旅行費につきましては、小学校は学級担任が徴収し、業者へ支払い、中学校は家庭から業者へ振り込みとなっております。今後は、学級担任が取り扱いをしない方向で検討してまいりたいと思っております。

7点目の部活動指導員についての質問にお答えいたします。平成29年4月1日学校教育法施行規則に新たに部活動指導員が規定されました。部活動指導員は中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とするものであります。このため配置につきましては、部活動指導員の服務等に関する規則の制定、人選、任命、予算措置等が必要になってまいります。特に全国的に課題となっておりますのは、週当たりの短時間勤務となる活動指導員の人選です。現在、長与町立の3つの中学校の部活動においては、外部指導者を活用しております。外部指導者は顧問の教諭と連携協力しながら、部活動のコーチとして技術的な指導を行うもので多くの地域の方々に協力をいただいております。このことにより顧問の教諭の負担軽減に繋がっておりますので、本町といたしましては、他自治体の動向を注視しながら現状維持で対応していきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

少し多岐に渡っておりますが大変申し訳ありません。まずこの政府の働き方改革につ

いて、それぞれ町長と教育長から回答いただいたんですけども、政府のこの働き方改革、これは主に民間の方を対象にしたものではあるんですけども、その中で民間では生産性向上っていうのを謳われておるんですよ。先程町長が言われていましたように人手不足の背景とか、人口減少の対策として出てきたのは間違いないんですけども、ただ、最終的に企業が求めるのはこの生産性の向上なんですよ、ターゲットとして。しかしながら、ここは地方公共団体ですから地方公共団体としての目的をお聞きしたかったんですね。というのも地方公共団体によっては、業務の効率化それから行政サービスの向上っていうのを掲げられているところもあるんですよ。そういった意味でその目的をお聞きしたかったんです。町長も施政方針の中で、子育て環境の充実、教育の充実を転入する人たちのために、それを充実していこうじゃないかっていうのを謳われておりました。したがってそれも含めて、私は行政サービスの向上に繋がるものではないかなどこの目的を、その辺りもうちょっと再度、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃるように住民のニーズっていうのが多様化して、非常に高度化すると。それによって慢性的な長時間労働になってしまうと、そうなりますと効率が非常に停滞するというような状況になってきますし、また職員自身の健康の方も心配になるということ、ひいては住民サービスの向上の方に低下になってしまうということになってしまいますので、私は長与町の場合は職員のワークライフバランスを配慮した労働環境を整備すると。それをするためには業務のスリム化、あるいは効率化を図ってこの効率的な業務体制を作っていくと、そういうことになっておりますので、私はワークライフバランスに配慮した労働環境を作っていくと、そういうことによってやはりいろんな意味で住民サービスも良くなるなと思います。特に職員におきましては、この業務改善活動変わらば計画を作っております。したがって、こういったものがやりやすいようなそういった職場環境を作っていくと。先程議員がおっしゃった職員の数、恐らくそういったところから来ていると思いますけれども、その辺りを十分に配慮してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

同じく教育長の方にお尋ねしたいんですけども、文部科学省はこの働き方改革を通じて、教育の質の向上を図ると言ってるんですよ、文部大臣も。だから最終ターゲットっていうのはそういう目標なのかなと思ってんですけども、もう一度そこを確認したいと思ってます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

学校現場では、やはりどうしても長時間労働が多くて、そして職員がやはりもう疲れ切っているという部分がありますので、働き方改革を通してもう少しゆとりある生活をするのがひいては子どもたちの教育の充実、質の向上に繋がるんじゃないかと、そういう考えでおりますので、今後ともそういう気持ちで進めていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

御存じのとおり、法律で長時間残業の規制が4月から始まっております。大企業は4月1日から、中小企業は来年度からという予定になってますけれども、先程の職員の定数240人というふうになってるんですけども、お答えを受けて今232名ですかね。ということでお聞きしてるんですけども、企業では要員管理って言うてるんですよ。定数管理ではなくて要員管理ですね。必要な数を確保していく人員を要員管理と。確かに地方自治法でも定数は条例で定めなさいってなってるんですよ。そうするとこの定数っていう、この意義はなんだろうかなと思ひまして。それと長与町は非常に定数が少ないと、ほかの市町村と比べたら、実態的にですね。どの程度少ないのか、その辺りをちょっと教えていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。定数の意義ということでございますけれども、職員定数については役所でございますので、行政運営、行政サービス、これを行ひ得るために必要な職員数を定めるものということで理解をしておるところでございます。続いての質問になりますが、ほかと比べてということでの職員数の比較でございますけれども、1つの指標として類似団体という区分がありまして、その中で比較してお答えさせていただきますが、これも普通会計職員のベースとなっておりますけれども、30年4月1日現在で55名少ないというような状況でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

次の就業時間管理、パソコンで今現在やっておられるんですけども、役場職員の方は。これはいわゆる時間管理だけなんですかね。あるいはせつかくパソコンですから残業時間を入力したり、それから休暇を入力したり、民間では同じパソコン上でそういうやり方をしてますけれども、ここの役場では、もう時間管理、例えば朝何時来たよ、退庁は何時したよっていう、そこだけなんですか。そこちょっと確認したいんですけど。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

役場の出退管理につきましては、議員のおっしゃるとおり出勤及び退勤の時刻の管理のみでございます。時間外、休暇等については別途用紙を用いてやっているところがございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

ほかの管理は手作業でやっておられるということですね。できればパソコンがあるから有効活用していただけたらと思いますけども。次のちょっと質問にいきます。先程の36協定ですね。確かに役場の方は官公署の事業ということで、この36協定から労働基準法を読み解きますと外れてるんですよ。だからここ官公署って言ってるんですよ、役場のこと。どこの役所もそうですけども、ここは除いているんですよ。だから36協定は結んでないんですよ。しかし一覧表って先程言われました。あの中には製造業、民間の製造業とか、一覧の該当事業があるわけですけど、その中で今回見直して水道と保育所を追加されたらと、こういう理解でいいんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

議員の理解のとおりでございます。この見直しに当たりましては、本年2月に国からの通知が来ております。これまでの締結不要とされておりました。そういった理解がございました。これを改めて締結するよというふうなことで通知が来ておりますので、それを受けまして今回締結に至っておる状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程時間外の残業をちょっと教えていただいたんですけども、平均でこれを先程の教育委員会みたいに、実はこの前3月に今度の条例制定のときに29年度の実績を上げられて総務文教委員会で答弁されてるんですよ。平成29年度は月45時間以上が56人、80時間以上が20人と、そして月45時間以上が6か月を超えてる職員が1人いますと、このように29年度は答えておられますけども、これを平成30年度置き換えたらどういふふうになるかお答えできませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

平成30年度に置き換えた数字で申し上げます。月45時間を超える者が56名、同じ数でございます。それから80時間を超える者11名、それから年6回45時間を超えた者が1名、同じでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

今度、働き方改革関連法で有給休暇の取得が、企業は5日は必ず取りなさいとなったわけですね。役場はどのように対応されるのか、法律上の制限はありませんので働きかけになるんでしょうけども、その辺りどのように考えておられるか聞きたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

年5日の取得っていう形で、この頃民間の方での義務という形で出ました。公務我々にしても今年4月より全職員に今後のことを見据えまして、年5日の休暇の取得を促すような形で現在周知をしております。関係法令、この辺の改正の必要がありましたら、その節に整備をしてみたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それでは会計年度任用職員ということで質問いたしておりますけども、まず、この臨時職員、嘱託員それぞれ何名おられますか、役場の方。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

臨時職員、パートタイムということでお答えします。パートタイムが86名、それから嘱託職員が56名、計142名でございます。これはパートの職員数につきましては、各課で常時雇用している人数の積み上げという形で捉えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

総勢142名と、先程232名ですかね、この数字と合わせますと374名ですか、総勢。この嘱託員それから臨時職員の方、これを総称してパートナーって呼んでもいいんですけども、パートナーの方を含めると総勢374名ですかね、こういう形でこの役場が運営されているということで理解いたしました。そうであれば先程の定数の考え方というのも非常にその関係がどうなるのかというのもあるんですけども、この辺りの議論は今日は止めます。ただ、これだけの人数がいるということでお聞きしましたんで、

今度、町長が言われたように12月に条例が出てくると。ただ一番私が心配するのは、今働いている現在パートナーの方、これの周知とか、それから実際に今度新たにできる労働条件ですね。時津町は既にこの条例を制定してるわけですけども、この条件にやっぱり個々に当てはめていく作業が出てくると思うんですよ。そうしますと、なかなかマッチングしない事例も出てくるんじゃないかなと危惧するわけでございます。そこは対応を間違いないようにしていただけたらなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

御意見ありがとうございます。今、検討委員会等々は終わりました、最終的段階に入っていくんですけども、そんな中で、もちろん働いている方への周知でありますとか、労働条件の提示であるとか、必要なことについては適正に行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

パートナーっていうことで大勢の方がおられますんで、この長与町役場は、長与町では大きな企業なんですよね。そこで働いてるわけでございますから、やはりこの長与町の雇用っていう面もあると思いますよ。だから条件に合う合わないが、アンマッチングが出ないようにしていただければなと思います。

次に学校職員の働き方改革に行きますけども、学校職員というのは私も特殊中の特殊だろうと思います。労働法制が、これ旧特法と言うんですか、正式名称は公立の義務教育、小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置ということで特別法があるんですけども、給特法って通称言われています。で、これまで訴訟沙汰になっておりますね、何件かこれを巡ってですね。この前も国会議員から質問主意書が出されておりましたね、これについて。そういうことで結構この給特法については批判があるところでもあるわけです。で、この経緯というのが私もよく分らないんですけども、まず、時間外勤務手当は支給しない。給料月額4%の教職調整額として支給しますよと。校長が教員に時間外労働を命じることができるのは4項目しかありませんよ。こう言ってるわけですね。この4項目っていうのは校外実習とか、その他生徒の実習に関する業務とか、修学旅行ですかね。この4項目挙げられたんですね。これしか時間外労働を命じることではできませんよと、それ以外はできませんよってこうなったわけですね。しかしながら実態は残業してるわけです。だからその辺りがあるわけですね。文部省のホームページはこういうふうに説明されておりました。現行制度では、この超勤4項目以外の勤務時間外の業務は、この超勤4項目を変更しない限り業務内容の内容に関わらず教員の自発的行為として整理せざるを得ないと、このような表現を使ってますね。だから残業手当はつかな

い、結局。だからそういう実態なんですよ。この経緯ができたのをもし御存じであればどなたか回答をお願いします。給特法ですね。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

戦後すぐ新しい学校制度がスタートいたしまして、そこで教員が勤めることになるんですが、その際に教員の特殊性におきまして、例えば授業外のところでも子どもたちへの対応があったり、あるいは授業をするための授業の準備等につきましては、教員の自発的な活動としかみなされないために、いわゆる一般の公務員の1割増で給与が制定をされております。ただ、それ以上のやっぱり勤務が必要となってきたために、様々な訴訟等がございまして、昭和46年に先程議員御指摘の給特法というのが制定されまして、そこで100分の4を上乗せした給与で整理をしたというふうなことがこの給特法とその背景にあるところだというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

この給特法があるおかげで結局、残業しても手当は出ないわけですね。しかし仕事は増えていってるわけですね。その悪循環、悪循環って言ったらおかしいんですけども、昔はそんな業務はなかったかもしれませんが、今のあれはどんどんどんどん増えていく。小学生でも英語教育とか、今どんどん増えていってる。プログラム教育も増えていってるという状況ですけども、実態を先程聞きました。やっぱり全国と変わらない傾向だなというふうに思っています。それで先程当面の目標として80時間以上をゼロにしますとこういうことでございますね。長崎市もそういう目標でいるみたいですね。ただ時津町は当面45時間を目指そうと、3月の定例議会で相川教育長が答弁されていまして。目標は目標で現実的に対応できるような目標ではないとなかなか難しいんじゃないかなと。本当はゼロが一番いいんでしょうけどね。しかし、なかなか今の状況では難しいんじゃないかなと思います。しかしさりとてやはりゼロに持っていくような努力をしていかないと。私はそういうふうに考えております。先程この業務は教員がすべきではない。3つのパターンに分けてありましたね。あれを結局徹底するよりしようがないんじゃないかなと思います。確かに中央教育審議会ですか、その方たちがその3つの業務、この14業務あるんですかね。それを3つのパターンに割って、この業務は要らない、教員がすべきじゃない、この業務は教員はしてもいいけども外部委託にしないとか、こういう仕分けをされているんですよ。部活も教員がすべきじゃない。ほかの者にしないという提言をされとるわけですね。だからそういう思い切った施策をしないと、なかなかこの今の状況は変わらないのではないかなと思います。文部大臣ももう待たなしたよってという言い方されてるんですね、そういう強い口調で言っておられ

ます。結局送り迎えのこういうのは廃止しなさいとか、このメッセージの中で言っておられるんですよね。だから文部省もかなりそういう意味では強い施策を打ち出しているなど感じているところでもあります。だからそれを受けて地方公共団体の教育委員会、権限があるわけですから任命権者は県でしょうけども、それ以外の指揮監督命令は教育委員会にあるわけでしょう。そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程おっしゃられましたように長崎県が教員を任命いたしまして、長与町のケースでは長与町教育委員会が教職員の服務監督を行うということになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そういうことで、学校長もそれぞれの役割はあるわけですから、今の制度では残業しなさいとは命じられないんですね。早く帰りなさいとは言えるんですよ、今の制度では。だから早く帰りなさいというのは言えるわけです、学校長も。しかしながら、やっぱり遠慮がそこに出てくるんじゃないかなと、実際の現場では。その辺りどうなんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。毎月校長会並びに教頭会を実施しておりますが、そこで現在の1か月間の勤務の状況については全て確認をしております。情報共有した上で議員御指摘のとおり早く帰るような工夫をすると同時に、早く帰るというふうなことについても促すようにということで指導をしております。また教育委員会の方でも、そういったことについては強く指導をしております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

留守番電話の設置とか改善策の中に掲げてありました。中にはもうそれすらしないと、退庁しますと、何時までという学校もあるそうです。先程言われました7時ですかね。だからもう留守番電話は持ってないということですか。そこを確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

留守番電話につきましては、各学校に留守番電話を導入しております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

分かりました。保護者からの相談等々が来るわけですから、それを留守番電話に切り替えようじゃないかというのが、今回の中教審の提言とかそういうのに載ってましたから、それはそれで今、分かりました。理解しました。

それと、先程の部活動の部活指導員。これはやっぱり私は入れた方がいいんじゃないかなと思います。というのも、顧問がやっぱり関わって、今の状態では外部指導コーチって言われるんですか、この方たちと顧問の組み合わせでやっておられると。そうするとやっぱり顧問というのは教職員の方が担当されるわけですから、教員の方に負担が掛かるんじゃないかなと思うんですよ。これ、顧問の方は実際に何人、全体の中で割合でもいいんですけども何%ぐらいおられるんですか。この部活動に従事されてる顧問の方。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

部活動は中学校だけ設置しておりますが、部活動の顧問になっておる者は100%でございます。全員が担当しております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうであれば文部科学省が推薦する部活指導員ですか、この方は責任を持たされるわけですね。引率もできる権限があるわけですね。しかしお金が掛かると思います。やっぱりその辺りがなかなか踏み切れない状況かもかもしれませんけども、私はどんどんそういうのを採用して教員の負担を減らすべきじゃないかなと思っております。検討をよろしくお願ひしたいと思います。それから部活動では例えば1日何時間とか、何時間程度しなさいとか、それから休みの日を設けなさいとか、そういうのは一応マニュアルで決まったんですか。ちょっとその確認。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程教育長答弁にもありましたように昨年度12月にガイドライン等を作りまして、1日の練習時間並びに週の練習時間については、規定を作ってそれを実施させております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

盛んに文部科学省は、スクラップアンドビルドという言葉を使って、これを徹底し

なさいよという言い方をされてるんです。結局、業務を止めない限りは体制は変わらないんですね。私はそう思います。だから減らす努力しない限りは、とてもじゃないけど今の状態が続くんじゃないかな。もしくはアウトソーシング、外部委託に、どちらかといわれると外部委託すればお金が掛かりますよね。だから仕事をもう止めるしかないわけですね。どこか、そうしないと減らないんですね。今回みたいにガイドラインで、教職員の方はガイドラインという形で民間の労働基準法と同じようなガイドラインを文部科学省が出してるわけですね、同じような内容を。結局給特法があるから、あれを改正しない限りはできないんですよ。ガイドラインという形でしか出してないんですね。だから、このスクラップアンドビルドですか、これをもう徹底して託すよりしようがないわけですね。したがって、どこを減らすかっていうのを今後、真剣に考えていただかないと現状維持になると思いますよね。そしてやっぱり職員会議で、やっぱり学校長は権限持つとるわけですからね。こういうのを止めようとか、そういう話をしてしないと、言い出せないですよ、普通の職員の方は。だからリーダーシップを学校長が持つなり、教育委員会が持つなりしない限りは、私は無理ではないかなと思います。その意味で教育委員会、それから学校長には頑張っていたきたいなと思います。むしろ本当に忙しいと思います。もう全国版を見てもかなりひどい状況になっているのは確かです。平成28年度の残業時間外勤務ですかね。あれが平成30年度に発表されましたけども、それも中学校は80時間以上が1週間の調査でしたけどね。それを逆算していくと、80時間以上が6割近く全国版、全部の学校は対象にはしてないんですけども、そういう結果も出ています。だからかなりひどい状況、ひどい状況って言ったらおかしいんですけども、そういう長時間残業の実態があるということなんですよ。時間も余りないんですけども、先程言われました80時間以上をゼロにするというのは、やはり4月から始まりましたから、過去のあれは別として、ただ言えることは持ち帰って残業しないということ、それはもう本筋に反するわけですね。家に持って残業するというような。それだけはやっぱり止めた方がいいと思います。それはもう何もならない。持ち帰って家で残業するというのは、結局そういうことになるんじゃないかなという危惧される方もおられました。だから、業務を無くさないといけないと、こういうことになりますね。そういうことで、それともう1つは給食費です。私は公会計というのも1つの業務を無くす方法であるんですけど、もう一步進んで給食費の無償化っていうのも考えたらどうですかと思ってるわけですよ。そうするともう徴収業務なんて無くなるわけですね。けど、予算の方が膨大な金額になりますので、これも今後考えていく必要があるんじゃないかなとこうふうに思います。なぜならば子供の貧困化とか今叫ばれてますから、そういう救済も含めてやっぱりこれを進めていかないといかんという気はいたしております。去年なんか文部科学省が実態調査したところ、この無償化してる所は全国の地方自治体で4.4%がもう既に実施しているという結果を公表しています。そういうことで、これも1つの検討の課題になるんじゃないかなと思いますけども、いかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員御指摘のとおり給食の公会計化と無償化、どちらも長与町の教育委員会に大変な案件ですので今後検討して、今の段階では無償化っていうのは考えてはおりませんけれども、公会計化等含めて考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

以上、質問を終わりますけども、最後にやっぱり先程私が言いましたように、もはや待たなしの状況なんですよ、教職員の場合は。教員の方達が未来を担う子どもたちにどのように関わっていきけるか、これは子ども達の人格形成に大きく影響するものなんですよ。ある意味一生に関わる重要な問題じゃないかなとこう思ってます。

以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで内村博法議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時01分～14時15分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順4、安部都議員の①子どもの食の安全性と町の農業環境対策について、②高齢者等の健康と安心できるまちづくりについての質問を同時に許します。

6番、安部都議員。

○6番（安部都議員）

皆様、こんにちは。それでは質問をいたします。大きな1点目、子どもの食の安全性と町の農業環境対策についてお聞きいたします。昨年主要農作物種子法廃止に対して、全国の地方自治体では、新たな種子条例が制定されつつあります。そんな中、農業界における農薬被害がクローズアップされ、社会問題となっております。このことは、一番肝心の私たちの食と生活に影を落とし始めている大きな問題であることは確かであります。特に、成長盛りの子どもが口にする給食の安全性の心配と、食育や健康問題が指摘され始めております。そこで、私たちの生活周辺も踏まえ、農薬についての問題意識と今後の子どもたち等を取り巻く給食や学校周辺、身の回りでの農業環境安全対策と今後の農業における取組について、町の考えをお聞きいたします。

大きな2点目です。高齢者等の健康と安心できるまちづくりについてお聞きをいたします。現在、日本の平均寿命は女性87歳、男性81歳となっており、その健康寿命は女性が74歳、男性が72歳と健康寿命の延伸が続いております。健康寿命を過ぎた約

10年間でどう自分らしく、生きがいを持ち、健康と向き合っていくかが最も鍵となるところであります。健康を保持するためには、お口の中の健康を維持することが一番大切だと言われ、オーラルフレイルから全身フレイルにならないための予防策が必要とされます。また、長崎県後期高齢者医療広域連合におきましては、高齢者のフレイル予防、改善対策を推進しております。本町におきましても、高齢者等寝たきり者や障害者も含み、健康づくりの現状とフレイル予防、改善対策と安心して過ごせるまちづくりについての展望をお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、安部議員の子どもの食の安全性と町の農業環境対策についてという御質問でございます。農薬の使用につきましては、農薬取締法という国の法律で定められております。農薬について、登録の制度などを設けることによりまして、生産者の安全、農薬が使用された農作物を食べた者の安全、環境に対する安全を確保するため、農薬登録をしていないものを製造、販売、使用できないことになっております。また、農薬使用者が遵守すべき使用基準等を規定しておるところでございます。さらに、国は農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令によりまして、農薬の使用につきまして、安全性を確保するためのルールを定めておるところであります。長崎市、西海市、長与町、時津町、長崎県県央振興局、長崎西彼農業協同組合で組織する長崎西彼地域農業振興協議会におきましては、農薬の散布についての時期や濃度、農薬の使用基準、こういったものを検討し、安全安心な農作物を生産するために、果樹、野菜、水稻などの防除暦や栽培暦を検討、作成しております。長与町では、年に4回行われる柑橘部会の研究会などで部会員全員に配布をしているほか、長崎西彼農業協同組合や長崎県中央振興局の指導により町内地区ごとになりますけれども、生産者へ指導を行っていただいております。また、隔月で開催しております、住民向けの野菜栽培講習会におきましてのチラシの配布や、農協購買店頭に貼るなど、広く農薬の使用について周知を行っております。また、町の補助事業でありますブランド商品生産対策事業の一環といたしまして、使用されない農薬の処分費の一部について予算化を行っております。このほか、県で毎年農繁期を迎える6月1日から8月31日までの3カ月間実施する農薬及びその取り扱いに関する正しい知識の普及啓発を目的に、広報誌等による周知や講習会を開催する農薬危害防止運動への連携などを行っております。今後も、県農協、近隣市町と連携をいたしまして、安全な農作物の生産のため、適切な農薬の使用について周知をしてまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、2番目の高齢者等の健康と安心できるまちづくりについての質問でございます。高齢者の健康づくりは、加齢による心身の機能低下の状態を言う、いわゆるフレイルの予防が非常に大切でございます。フレイル予防の重点項目は、食、運動、口腔

ケア、社会参加の4点でございます。特に軽度の口腔機能の衰えの状態であるオーラルフレイルについては、この状態を放置しておきますと、口腔機能はさらに低下をいたしまして、栄養状態の低下や筋力低下など、全身のフレイルを経て、要介護状態につながってまいります。現在本町では、フレイル予防として特定した口腔関係の事業は行っておりませんが、歯科保健につきましては40歳、50歳、60歳、70歳を対象とした歯周疾患検診や、健康まつりでの歯の相談コーナーの開設、また、かかりつけ歯科医を持つことを推進しております。健康づくり、介護予防事業ともに、出前健康講座として希望があった場合に、いきいきサロンや老人クラブ、自治会などで、歯科の内容の依頼でしたら主に歯科衛生士が講話やブラッシング指導などを行っておるところであります。また、在宅医療介護連携推進協議会では、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるための協議や活動を行っておるところであります。今年度は、住民周知の作業部会におきまして、コミュニティを対象とした講話会の内容の選択肢の1つといたしまして、歯科医師によるフレイルと口腔ケアを組み込んでおりましたが、今のところ、この内容についての希望が上がっていない状況でございます。フレイル対策につきましては、まだまだ町民の認識度が低いのが現状ではないかと思っております。今後の展望といたしましては、国のガイドラインをもとに、長崎県や長崎県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、現在実施をしております健康づくりや、介護予防事業にフレイル対策の内容を取り入れることや、普及啓発を図ってまいります。具体的に言いますと、高齢者を対象とした出前講座、健康講座の中に、フレイルを意識しての内容とするなどのほか、健康まつりを活用した普及啓発も可能と考えます。また社会参加をしている高齢者の虚弱が少ないという実証もありますので、いきいきサロンなど通いの場や健康づくりや介護予防のボランティア活動への参加促進にも、一層力を入れていきたいと思っております。これからも、高齢者が元気で住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう、健康づくり部門と介護部門と連携を図りながら、事業の実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。まずは子どもの食の安全と町の農業環境対策についてお聞きをいたしますけれども、給食の安全性から考慮してお聞きをいたします。まずは子どもと言ったらば、高田保育所から小中学校となると思うんですが、町内のまずは小中学校への安心安全の給食の本町での提供の理念などを教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

給食につきましては、議員御指摘のとおり、安心安全の給食の提供ということが理念

の最たるものでございます。その理念に基づきまして、食材の購入は学校教育課が担当しておりますが、安全な食材が購入できるよう、特に野菜等につきましては、安全基準を満たした野菜を納入していただけるように依頼をして、それを納入していただいているところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

安全性を考慮して提供してるというところなんですけど、それでは高田保育所に関しましては、給食材料に関して誰が責任をもって発注購入をされているのか聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

食材の発注につきましては、管理栄養士を1名雇用しているところでございますけれども、高田保育所所長もしくは町の責任において発注の方はさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解しました。それでは、長与町内の小中学校での給食材料については、誰が責任をもって発注購入をされてますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

責任の大本につきましては、学校教育課でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解しました。高田保育所に関しましては、まずは給食分に関して、毎日発注をされてるのか、それとも週にまとめて月曜から土曜日まで発注ということになってるんでしょうか。どのような形態になってますか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ひと月分の給食の献立を作りまして、発注はいたしております。ただ、搬入につきましては、当日もしくは前日に搬入ができるころの業者さんをお願いしております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

ひと月分をまとめて発注をしているというところで。それでは学校給食については、現在はどのように。一括発注をしているのか、その辺りちょっとお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。食材によって異なりますが、今回の御質問が農薬ということで、野菜だけでお話をさせていただきますと、半月に1回ずつ、献立に基づいて、野菜等についての発注をお願いをしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

野菜等に関してはそのような形でおっしゃたんですが、学校給食で一括発注をするのことにしてどのような点に留意をして発注をしているのか。その辺りはどうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員に申し上げます。今の質問は、通告との関連性はどのような。説明をお願いいたします。

○6番（安部都議員）

例えば、全国的に産地、それから薬品、食品添加物などの、そのようなことの放射能とか、消費期限、そのような形で学校給食の一括発注はどのようにしてされているのか、その辺り注意をされてるのか。

○議長（山口憲一郎議員）

ちょっと通告とかけ離れたようですけども、お答えできますか。

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。先程、放射能の検査というふうなことでお話がございましたが、そのこと等については学校教育課の方で指示をしているというふうなことはございません。学校教育課の方では、発注に際しては様々な基準がございますが、その基準に合った野菜について納入をしていただくようお願いをしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

給食の物資ですね、納入業者の選定というのはどのような形で管理、調査、選定されてますか。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員に申し上げます。農薬の質問で、どのような関連性があるのか、説明をお願

いします。

○6番（安部都議員）

要するに給食物資の農業者に対しての選定というのが重要になってきてまして、例えば、農薬が入ってるいろんな米とか野菜になるんですが、保健所の監視をされた業者、例えば町職員が管理をして立ち入ってされてるのか、その辺りです。学校栄養食の調査。

○議長（山口憲一郎議員）

執行部にお願いします。お答えできますでしょうか。

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。様々な食材についての御質問かというふうに思っておりますが、まず加工食品等がございますが、そういったものにつきましては、そういった監視の中に置かれてるということで、点数をつけておりまして、その点数が85点以上になるようなところでの納入ということにしております。また、加工品以外につきましては、それぞれ、例えば野菜につきましては、産地が様々でございます。産地から納入されたところについては、いわゆる農薬の基準とか、そういったことが基準値以上にならないようなことということもお願いをして、納入していただいているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員に申し上げます。質問するときは、説明を分かるようにしてから、質問をお願いしたいと思います。執行部が今迷っておりますので、よろしく願いいたします。

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね、この農薬に関して、このような給食ですね、いろんな様々な注意が必要だというふうな中で、その選定をどのようにしていくのかということでお聞きしたんですが。例えば、子どもたちの主食となる米に関して、今現在では、どのような形で業者選定を行ってるのか。そしてまた採集に関してはどのようにしているのか、米に関してはどのように。例えば入札に今現在されてるのか、その辺りいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

執行部、答弁ができない場合は、その旨の発言をしていただきたいと思います。

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

質問にだけお答えをさせていただきます。現在、米の納入につきましては、県産米を納入していただける業者に対して、入札を依頼して、入札で決定をしてるというふうな状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員に申し上げます。何回も申し訳ございませんけども、食の安全ということで、農薬のことについての質問でございますので、少し外れた面もあるんじゃないかと思

ますので、注意をして質問をお願いしたいと思います。

安部議員。

○6番（安部都議員）

農薬は入ってる面に関しては、このようなところでどこから入札してるのかという重要な観点でありますので、そこがないと後に続きません。だから、外れてるとかいうことはないと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

そうであれば、説明を十分にしてからお願いをいたします。

安部議員。

○6番（安部都議員）

今、私が言ってるのは、食の安全性が一番心配だと。例えば、農業の種子法が廃止をされまして、外国輸入がたくさん入ってくるわけですね、今からですね。そして特に今問題視されているのが、モンサント社製品のがん発生率が高い遺伝子組み換え食品、例えば米とか麦とか大豆、これが農作物、種子法、3大食品ですけども、それが、今後その注意喚起を図っていく必要があるんじゃないかというふうに思っているわけです。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。遺伝子組み換えにつきましては、いわゆる遺伝子を組み換えて農薬に強いというふうなところの農産物を使うような予定があるかどうかというふうなことになるかというふうに思いますが、現在のところだけの話をさせていただきます。現在、本町の給食には遺伝子組み換えの食品、食材は一切使っておりません。それを食品の原料としたしょう油やあるいはお味噌についても使っておりませんので、その点については注意をしながら、選定をしまいたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

現在、本町の給食については、遺伝子組み換えを使っていないというところで安心はしたんですけども、ところが、今、日本は世界一の遺伝子組み換え食品輸入大国と呼ばれております。そして、日本の例えば、学校給食に使われているパンからも、発がん性の残留農薬グリホサートが検出されたという例があります。これについては御存じでしょうか。知っているかどうかだけでも。

○議長（山口憲一郎議員）

お答えできますか。

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。今御質問がありましたが、全ての食材についてそういった知識があるかと言われれば、全ての食材についてはそういうふうな知識を持ち合わせておりません。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今、日本が、例えばアメリカから輸入をしまして、その全農グレインという所が、日本政府からの輸入で、政府が買い取ります。そこで、様々な企業などに配分されていくわけなんです。今、問題となっている米とか、小麦などは、2016年から日本が、遺伝子組み換えであってもなくても、2016年からは発がん性物質である、その農薬のグリホサートがもう全ての農作物にまかれているという事実がございます。そこで私は給食、日本の小麦が輸入量が今はアメリカから50%ありますので、日本の食パンからもグリホサートの残留が検出されたという事実があるわけなんです。その辺り、本町としても安全性というものがどうなのかという考えがございますが、私が一番今、危険を煽っているわけではないんですが、今後、国産小麦を使用して、そして注意喚起を払って、業者を選定するべきではないかという提案をしたいというふうに思っておりますが、日本の企業でもグリホサートが入ってるとか入ってないとかございますので、その辺りを注意をして選定を行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員に申し上げます。遺伝子組み換えとこの通告とどのような関連性があるのか、今のは国の方針であって、町についての質問をされていると思っておりますので、どのような関連性があるのか説明お願いいたします。

安部議員。

○6番（安部都議員）

今、私たちが食としているものが、いくら海外であっても、今日本に輸入をされてるわけですよね。そして安心安全と言われてる食べ物が、結局、農作物を育てるときにグリホサートというものをまかれるわけですよ。だからそこに発がん性物質が加わっているグリホサートは危険だよというところで今世界中で問題となっている、それが日本に入ってきてるので、今の遺伝子組み換え、それは今現在アメリカからモンサントという所から、そのように、全ての大豆とか、米、麦、乳製品、そういったものが全て遺伝子組み換えで出てきてるわけです。実際に。だから、この日本の遺伝子組み換え、グリホサート、そういったものが検出されるいうところをクリーンに選定していただきたいというところでお聞きしています。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員に申し上げます。であれば、通告の方に書いていただくのが筋ではないかなと思います。

○6番（安部都議員）

これは農業の安全と子どもたちの給食の食に関わることを言ってるんです。だから、その注意を払って選定をしていかなければならないので、小麦の選定に対しても注意をしていただきたいということは、それは当然のことだと思いますよ。この通告書に入っている町の子どもたちの食の安全に関わることです。いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

産業振興課の方から農業と農薬ということでお答えさせていただきたいと思います。議員が御指摘されております主要作物種子法の廃止によりまして、これが主要作物なので米麦大豆っていうものが主要になるので、パンについてもというような御質問かと思うんですが、こちらにつきましては、国の法律になっておりまして、元々が県の方で種子は管理をしてくださいというふうになっております。この分につきましては、種子法廃止の御質問がございましたので、長崎県の方に問い合わせを行いましたところ、長崎県主要農作物種子制度基本要綱ということで、要綱の方を制定させていただきまして、現在も種子法があったときと同じような管理で種子の方を作らせていただいているということです。あと、農作物の種子の遺伝子組み換え等も、この種子の法律にちょっと関連がございましたので、県の方に御確認をさせていただいたところ、県の方でもその県産米、先程申し上げました県産米になるんですが、県産米につきましては奨励品種ということで、きちんとした検査機関を通らないと、そちらの方で検査が通らないと県産米っていうような商標で市場に出すことができないというような要綱になっているというふうに伺っておりますので、グリホサートにつきましては除草剤ということで、町内の農家の方も草刈りの手間を少し省くという点でグリホサートを使われてるかと思いますが、その農作物に直接まくというようなことはされてないかと思いますが、米につきましても、野菜につきましても、長与町のもの、あとは米につきましても、県の方の審査が通ったものということを使用されてると思いますので、今のところは大丈夫ではないかなというところが、産業振興課としての見解でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今、産業振興課の方から本当に丁寧な御説明をしていただいたですが、米の選定、種子の選定にあたっては、もちろん長崎県なんですね。もちろんですね。そしてまた、この種子制度の基本要綱というのが30年3月に制定されてるということなんですが、しかし私としては、やっぱり要綱では足りないなというふうに思ってます。これはやはり

しっかりとした条例にしなければいけないというふうに思ってるんですが、そこでやっぱり食の安全っていうのを考えて、今現在は、今大丈夫だということであるんですが、これからのことの展望を考えてちょっとお聞きします。例えば、韓国のチョジュン市のオルゴク小学校では、オーガニック学校給食で安全な食材を無償で提供しております。そろそろ日本も将来的なことも考えて、本町でのオーガニック食材の提供というものを考える時期に来ているのではないかというふうに思いますが、その辺りはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

世界的なことについては承知をしておりますが、今現在給食費と、先程も話題になりましたけども、給食費をいかに安く抑え、そして安全な給食を提供するかというふうなところが学校給食に課されたところがございます。一方では、貧困の御家庭のところにも、やはり給食を提供するという必要がございますので、高額になるということはどうも是非押さえないというふうに考えてます。その有機農法で作られたものが、安価であれば選定の対象であると思えますし、それが大量にあるのであれば、給食には使えるかというふうに思いますが、今のところ、そういうふうな状況には我が国はなっていないかというふうに考えますので、安全なところの基準を通ったものを利用するというので、今のところはいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

教育委員会理事の方から、今のところは国産のものでしていきたいということなんですけど、実を言うと、日本でも有機米を提供しているところがございます。それは、千葉県のみすみ市で子どもたちに有機米を提供してるんですけども、やはり有機米というのは非常に高いと、ちょっと普通の米よりも高いということで、やっぱり農家の方が非常に大変だということで、そのところの高くなった部分を、この千葉のみすみ市では、市の方が、補填をして補助をしているというようなことがございますので、その辺り本町としてはどのようにお考えになりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程、安価で安全なということを申し上げましたが、その点で今、様々なところで願いをし、取組をしているところでございます。その中において、高額なものを町の税金の中で補填して、食材に利用するというので考え方は進んでおりませんので、ここで、それをどうにかしますというふうな回答はできないというふうなことで御認識い

ただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね。今後こういったことも視野に入れて、さらに検討していただきたいというふうにですね。子どもたちのやはり命を守るためにというところでありますけど。例えば、子どもの食育を守るために、有機栽培農家の推進というものを農業としても推進をしていただきたいというふうに思いますが、その辺りは町としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

議員御指摘の有機栽培、米でも野菜でもということだと思うんですが、身体にはとても良いものを作られているかと思いますが、農業をされてる方の手間とか、あとは生産できる量とか、そういうものを考えますと、農業者の所得等にも非常に関係していく面もございますので、こちらについては、今のところ町として推進するという考えはございません。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね、やはり本町からもこの有機栽培農家っていうのがね、若い人たちに出てきていただいて、本当にこういったものを、子どもの食、野菜、米などを作るような形になったら本当に素晴らしいというふうに思うんですが。例えば、一部の除草剤なんかは、今、アメリカ、世界各国で、ロシアでもそうですが禁止をされている。そしてまた、アメリカではこの一部の除草剤に関して、モンサントに対する賠償請求が1万8,000件、カナダ、オーストラリアでも、今、賠償請求がなされているというこの一部の除草剤なんですけど、この中の主成分とするグリホサートなんです。これは、子どもたちが食べるいろんな米や大豆製品、いろんなところに使われてわけなんですけど、例えば、本町におきましても、家庭菜園、それから学校周辺や校庭などの除草剤としてのこの一部の除草剤というものは、現在使用はどのような状況でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

家庭菜園について産業振興課の方からお答えいたしますが、家庭菜園ということで各御家庭での使用については把握をさせていただいておりません。ただ、産業振興課の方で管理をしておりますふれあい農園がございまして、こちらの方では、除草剤の制限は

かけておりませんので、除草剤等を使われる方もいるかもしれないんですが、使用されてる方等から除草剤を使ってるから危ないとかいう、そういうふうな御指摘等は今のところ受けておりません。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

御指摘は受けてないというところなんですけど、しかし、今のこの現状として、世界的な情勢を、社会的なことを鑑みても、この一部の除草剤に対する、非常に危険性というものがあることが今クローズアップされております。そこで農家の方に対しても、今、現在町民の方に対しても、そのような安全性というものを周知するべきだと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

除草剤の使用についての危険性っていうのは、議員が御指摘のとおり、大変危険なものになっております。先程、町長の答弁でもありましたように、長与町の方では近隣の市町、農協、県の方と連携を取りまして、栽培暦、あとは防除暦ということで、きちんと何月何日にどういうことをしなさい、どのくらいの量で、どんなふうな薬をまきなさいというような、そういうのをきちんと示した防除暦というのを、それぞれの野菜、それぞれの米、あとは柑橘について作っております。そちらの方の防除暦、栽培暦で使いまして、各農家の方にきちんと指導も行っておりますし、あと一般の方が、2か月に1ぺんになりますが、野菜講習会をしております。そちらに来られる、ガーデニングをされるような一般住民の方にも、そちらの方を少し易しくしたようなチラシをお配りして、除草剤のまき方、周りに周知していただきねとかいうようなところを、きちんと周知をしまして、除草剤、もしくは農薬について、注意喚起を行っているところでございます。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

注意喚起を行っているというところですけども。私としては、以前、自治会で除草剤の除去をするから、一部の除草剤が必要な方は申し出てほしいみたいな回覧板が回ってきましたので、普通にこれは本当に日常的に使われているんだなと思って、ちょっとこういう違和感を感じた次第なんです。やっぱり皆さんとしては、このがん発生率が高いという認識があまりないと思うんですよ。その辺りが普通に使われているところで、ちょっと少しやっぱり今後注意喚起を行っていかないといけないなと思います。それで一部の除草剤に代わる、現在、有効な天然素材の除草剤がございます。それが今

現在出ているオーストラリアのコンタクトオーガニックス社という所の除草剤なんですが、セーフティっていう製品名です。今、世界的に注目を浴びておりますが、その辺り、こんな天然素材の除草剤というものをやはり購入すべき、農家の方達にも周知を図り、使用するべきだというふうに考えますが、その辺りの見解をお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

私の方が勉強不足で、その天然素材の除草剤について、知識を持ち合わせておりません。今お名前をお聞きしましたので、農協の指導員の方とも、この農薬がどのようなものかというのを、研究をさせていただいた上で判断をさせていただければと思っております。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今後の有効な活用として、天然の除草剤を幅広く今後活用していただきたいというふうに思います。それで先程の種子法に関してなんですが、現在、政府の方では農家の方たちに、自家採種、自家増殖なども拡大を狭めたり、禁止になったりといろいろされてるわけなんですが、本町としての種子法廃止、種苗法の改正に伴って、農家への影響というものがありませんでしたらお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

種子法及び種苗法につきましての関連の業務につきましては、県等が把握をされておまして、長与町の方では、ちょっと分からないところになります。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それでは、現在本町で農家をやっている方で、種子栽培の農家ございますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

把握をしておりません。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解しました。本町では、そのところがちょっと分からないというところですが。日

本は世界で農薬使用第3位です。農薬としても、今後ですね、農業者の健康と命を守るために町として、農業、子どもたちの命、給食の安全なども考えて、農業者への今後のそのような対策と、もし今後の展望があればお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

農薬が世界3大で使われているっていうことに対しての長与町での農薬の使用についてお答えをさせていただきたいと思いますが、長与町での農薬の使用につきましては、先程もお答えをさせていただきましたが、町の農家の方の手間とか、あとは農産物の量、それに伴う所得等の関係がございまして、農薬を使ったらだめだよということは、難しいこと、農業者を守る方としては難しいことかなと思っておりますが、ただ農薬は先程から議員が御指摘いただきますように、大変危険なものとは思っていますので、先程申し上げました栽培暦、防除暦等を使いまして、周知の方を図っていきたいと思っております。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今後ともよろしく願いいたします。

それでは時間が無いので、2番の高齢者の健康と安心をお聞きいたします。先日、委員会の方で、東京都大田区、新宿区、千葉県柏市のほうに研修に行っておりました。ここはすばらしく、口腔ケアと健康づくりに対して介護保険課と多職種チームで取組を行っておりました。それではオーラルフレイルと全身フレイルというところの定義というのは、お分かりになりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

フレイルの方から先に答えさせていただきます。フレイルというのは、健康な状態と介護になるちょうど中間ぐらいのかたちで、一言で言いますと虚弱という意味になります。口腔ケアのフレイルの方は口腔内の機能が少し落ちた状態、でも、まだ生活の中ではそんなに異常が無いと言いますか、差し障りが無い状態ということで、どちらももう少しいったら介護になるよというような、そういう状況を指しています。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

現在、要介護を受けてる高齢者、その方はどのくらい今いらっしゃいますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

堀池介護保険課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

本町の介護認定者の数ですが、平成30年度末1,811人、認定率は16.7%でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

1,811人で認定率は16.7%というところなんですが、現在その中でフレイル、筋力や精神力の心身の活力が低下した状態の方っていうのは、どのように把握されてますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

堀池介護保険課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

フレイルの状態の方につきましては、人数は把握しておりません。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

このような方っていうのは大体要介護3、4、5というふうな形となると思うんですが、その辺りの認識というのは、例えば、要介護3、4だったらどのくらいいらっしゃるのかということをお聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず、先程フレイルの定義をお話ししましたが、要介護3、4というのはもうフレイルの状態ではないですので、その前の状態というのが、町の方ではしっかり把握ができてないという状況であります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

ちょっと私の方が勘違いしておりました。そしたらそのところで、その要介護を受けている方たちも、今現在、認定を受けていても、要介護の支援は受けてらっしゃらないと思うんですが、その辺り、高齢者のうちの何%が認定を受けても、その支援を受けていらっしゃらない方がいらっしゃるか、その辺りは分かりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

辻田健康保険部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

先程からフレイルの問題が出ておりますけれども、介護認定をされてる方はフレイル状態にないということです。健康だけでも、介護状態にないという方がフレイル状態ということです。介護サービスを実際に認定をされていてサービスを利用してないという方につきましては、諸事情ございますけれども、例えば病気で入院とか、そういった部分もございますけれども、全体で約20%の方が介護サービスを利用してないという状態になっております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね、20%の方が介護サービスを利用されていないというところですが、今後本町におきましては、健康を保つためには、やっぱり食が正しく摂れるということが重要だと思います。嚥下機能が低下していると高齢者も誤嚥性肺炎や嚥下機能肺炎になったりするわけですが、その辺り摂食嚥下機能支援体制の構築というものが必要だと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

誤嚥性肺炎等を起こす嚥下の障害ですね、その流れの構築というのは、まず第一に西彼杵医師会との連携ということで、町がしてる事業等の話をしまして、あと先生方からいろいろなアドバイスを受けております。それを受けて、今度自治会やコミュニティそしてうちが支援してます健康づくりのボランティア、そういうところの団体への教育ということで歯科衛生士に来ていただいて、フレイルを含めたところの口腔衛生ということで学習を今重ねております。学習を受けたボランティアが、次、小学校に行ってブラッシング指導をしたりとか、あと健康まつりで歯科のクイズをしていただいたりとか、そういうところの流れに持って行っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解しました。例えば、新宿区では摂食嚥下機能の低下を早目に発見をすると。そして適切な関係機関につなげて体制をつくるというところでもありますけれども、その要介護高齢者の方たちの18%が摂食嚥下障害、何らかの形で障害があったというところですが、本町としては、その辺り、その口腔ケアとして、どのような形で口腔機能があるのかという、そういった把握などはされていますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

把握というのはしておりませんが、歯周病疾患検診というのを実施しております。今年から妊婦、そして30歳、40歳、50歳、60歳、70歳という方に個別通知をして、健診を受けてもらって、その健診の中で歯茎の状態とか、虫歯の状態とかそういうのを、歯科の先生に診てもらっております。そういうところで、検診票が役場に来ていますので、受けた方については把握ができておりますが、高齢者の全員っていうのは、少しやっぱり把握できてないというのが現状です。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

その辺り難しいところでしょうが、それでは研修を受けた方っていうのは大体何%ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

平成30年度の実績で、対象者が2,406名いて、受診者が135名で、一応5.6%受診しております。ただし、60歳70歳の方に関しては、パーセンテージとしてはもう少し上がっているような状況です。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

対象者に対して、非常にやっぱり検診を受けた方が少ないというようなイメージがありますので、今後、このような形で周知を図っていく必要があると思うんですが、今後どのような形で周知を、より一層検診を受けていただくためには、お考えになってますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

個別の通知をしておりますが、先程申したように、5.6%という非常に低い状態です。もう少し町の広報、あとホームページ等、そして、地域での健康教育等のときに、周知をもっと図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

大田区では特別養護老人ホームなど、摂食嚥下指導実施要綱などを作成しまして、歯科医師会とか特養とかの連携を組んで、嚥下口腔ケア対策なども行っておりました、かなり成果を上げておりまして、本町でも、歯科医師会、特養との連携といいましようか、

ここでは、例えば1時間半につき、1人1回につき5～6人を見ていただくというところではありますが、このような連携というのはどのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

堀池介護保険課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

議員おっしゃられたように、大田区、新宿区同様の事業実施は歯科医師会の協力と財源が必須であり、難しいと考えます。今後、歯科医師会の理解や協力の下、施設職員を対象とした口腔ケア、講習会などから実施することは可能だと考えております。あと、施設の連携につきましては、ケア連絡会という会議などを行っております。情報交換や資質向上の協議やケアマネージャーの研修などを行っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今後も、いろんな形で取組をしていただきたいというふうに思います。例えば、フレイル予防に関しましては、先程答弁でありましたが、社会参加、そして栄養と運動が必要だということで、お答えがありました。本町としてみたら、さまざまな取組を行っておりますけれども、今後高齢者に対する食の安全や、そういった推進というか、例えば社会参加をするためのコミュニケーションを図っていく、その辺りの改善策というのは、住民の皆様にはどのように今後される予定でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

コミュニケーションということで、自治会への加入もちろんでしょうけども、やはりボランティア活動とか、あとは今ミックンポイントというのもしておりますし、そういういろいろな町の活動の中に参加していただいて、その中で、参加した人自身がいろいろなつながりを持っていくんだらうなというふうに考えておりますので、私たちはやはり町の広報とかそういうのを利用して、いろいろな情報を発信していくというのが必要になってくると考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今、ミックンポイントが出ましたけども、そのようなところで高齢者の方たちがそれぞれいろんな運動をしたり、社会参加することだと思っておりますが、介護予防の中でサポーターポイント事業も行われておりますが、現在の取組状況と成果を教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

辻田健康保険部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

サポーターポイントの関連の御質問ですけれども、29年と30年ということで、決算ベースでいきますと、30年につきましては実登録者が10名ほど増えて全体で20名の方が実績として上がっております。それから、時間数につきましても、延べ367時間ということで、29年度よりは約40時間ほど多くサポーターポイントということで活動をされているような状況になっております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

分かりました。そうですね、高齢者の方が一番心配してるのは、住民の前回、団体アンケートがございましたが、ひとり暮らしの高齢者の安否が71.1%ということで、高齢者同士の介護が37.3%という住民として一番心配だと答えております。今後、このように、高齢者が老々介護したり、ひとり住まいの方っていうのが非常に心配となりますので、その辺り町として、今後の取組を教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

議員おっしゃいますとおりに、ひとり暮らしの高齢者、それと高齢者のみの世帯数というのが年々増えている状況でございます。そういったことで、いろいろな障害と申しますか、いろいろな妨げとなるものが出てくるかと思えます。健康に限らず、いろいろな心配事とか、そういったのが高齢者の方々に増えてくるかと思えます。そこにつきましては、関係部署と連携を図りながら、今後、さらに取り組んでいくべきものと思っておりますので、そこは今後またさらに連携を図らせてもらいたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時35分まで休憩します。

（休憩 15時17分～15時35分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、金子恵議員の①持続可能な協働のあり方について、②次期町長選への出馬についての質問を同時に許します。

9番、金子恵議員。

○9番（金子恵議員）

本日最後の質問、1時間どうぞお付き合い願いたいと思います。①持続可能な協働のあり方について。昨今、協働の名の下、地域では様々な取組がなされています。その活動範囲は文化の継承や生涯教育の場に限らず、地域の安全安心、環境問題など、自らで

きることを中心に推進してきたと思っています。しかし、日本の基盤を形成してきた社会構造の変化が急速に進みつつある今、伝統的に培われてきた支え合いや助け合いの関係が希薄化し、自治会などの維持や運営、そして担い手の確保は課題となっています。この状況を認識し、自治会、地域コミュニティ、行政のあり方を再度確認し、これからの地域づくりを担う体制や仕組みについて構築し直すことにより、協働を基本にした持続可能なまちづくりの基盤ができるのではないかと考えています。ここで重要なことが住民参加であることは言うまでもありませんが、一番の課題であり問題点でもあります。一般的に見ると、参加者の偏りや固定化、住民の意識、関心の低さと同時に、行政の体制整備が不十分であることも挙げられるのではないかと思います。このような問題点を打破し、将来において住みやすい長与町をつくり上げていくために、さらなる協働の推進を図っていくことが必要と考え、以下の質問をいたします。

1、本町における住民参加推進についての問題点、課題は何か。

2、長与町第9次総合計画、長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略など、PDCAサイクルに着目した場合、プラン段階では住民参加が行われているが、あとのDCA段階では十分と感ぜられないが、どのように評価しているのか。

3、自治会等において、行政からの負担を感じている人も少なくない。自治会長の充て職や実効性のない協議会や組織の統合なども含め、自ら考え実行するまちづくりを進めるためにも、行政から依頼される地域自治会の仕事が増えないことを願っているという人もいます。その中で、協働の体制を推進するためには、住民の理解が得られる取組や説明が必要と感じているが、見解を伺う。

4、本年度は町制50周年であり、12月までイベント等も残っている。次年度は長与村が発足してから150周年を迎える。住民同士の親交など、協働の基礎となり得る行事、町民の日の制定など、新たに計画してはどうかと考えるがどうか。

以上4点を中心にお伺いいたします。

②次期町長選への出馬について。2期8年の任期も半年となりました。前回選挙後の議会において行った所信表明では、少子高齢化に備え、子育て、教育、介護、この介護は現在健康に変わっておりますが、当時の所信表明の言葉を使わせていただいております。この3つをキーワードに幸福度日本一を目指すと言われました。また、機能的で魅力あふれるまちを目指す、ともされています。そして、将来必ず訪れる人口減少の波を視野に入れた行財政運営にも着々と取り組んでいられています。来年4月には選挙を控えています。これまでの2期7年半の町政を振り返り、総括と次期選挙への考え方をお聞きするとともに、今後の町長が目指す長与町の展望を伺いたいと思います。

1、町長が掲げた方針に基づく施策の進捗状況をどう捉えているか。

2、現在進めているまちづくりにおける問題や今後の課題は何か。

3、3期目となる次期町長選への意欲とこれからのまちづくりの考えを伺う。

以上3点を中心にお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日最後の質問者であります金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の、本町における住民参加推進についての問題点、課題は何かということでございます。住民参加推進につきましては、これまで行政が主体となってきたまちづくりだけでは限界があると思っております。地域住民の皆様がまちづくりを自らの問題として捉え、その課題を解決する活動に参加していただき、住民と行政の信頼関係を築くことが重要であると考えています。そのためには協働によるまちづくり、あるいは地域住民の皆様自らが、自分たちが暮らす地域を良くすることで町全体の活性化に繋がるものと考えております。しかしながら、少子高齢化、人口減少社会を迎える中、人々の価値観や生活様式の多様化で自治会に加入する方の減少が問題であり、地域の多様な担い手となるべき人材の確保、それと魅力あるまちづくりの啓発、その発信が必要ではないかと考えております。

続きまして、2点目の長与町第9次総合計画、長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略などプラン段階では住民参加が行われているが、あとのDCA段階では十分と感じられないが、どのように評価するかという御質問でございます。多様な協働の環境づくりにおきましては、プランだけではなく、各種講習会、研修会の開催、まちづくり活動の場の確保などを通して、文化行事やスポーツ大会などにおける協働の推進が図られ、町民に広く参加していただき、一定の成果は得られているものと評価をしております。また、各種審議会や協議会を開き、反省点を踏まえて協議することで、政策の検証も行われているものと考えております。住民参加はそれぞれの活動方針の中で、地域住民の総意に基づき、解決に向けて協働で取り組むことが求められておると考えております。これからも人々の融和と快適な生活を実現するために、地域の人々と交流を深めながら、協働の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に3点目の協働の体制を推進するためには、住民の理解が得られる取組や説明が必要と感じているが、というような御質問でございます。協働の体制を推進するためには、町が実施する施策をいかに周知できるかということございまして、現在自治会を通してお知らせすることが最も主な方法ではないかなと考えております。自治会を通し周知をお願いすることが、住民の多くの方の理解が得られるものと考えております。そのためにも、地域住民の代表者であります自治会長に各種会議に出席いただき、場合によっては実行委員として意見や助言をいただいております。各自治会長様におかれましては、地域内でもさまざまな出来事に対する各署からの相談や取りまとめをはじめ、行政の各種協力依頼において御協力をいただきまして、非常に感謝をしております。また時期によりましては、出席の機会が多く、御負担をお掛けしていると思います。地域住民の意見をいただける貴重な場として私どもも考えておりますので、これか

らも御協力をお願いしたいというふうに思っております。

次に4点目の住民同士の親交など、協働の基礎となりうる行事、町民の日の制定など新たに計画してはと考えるがということでございますけれども、議員も御承知のように、本年度は町制施行50周年を迎え、様々な分野で記念事業が行われております。伝統文化を発展させるとともに、地域住民の親交を深めていただく機会として多くの方に御参加をいただいております。これまでも記念事業に限らず、住民参加による事業やイベント等につきましては、継続的に行い、地域住民の振興にも寄与できているものと思っております。したがって現在のところ、特に町民の日としての新たな行事を計画することや制定については考えていないところでございます。しかしながら、御提案については感謝を申し上げたいと思っております。

続きまして、2番目1点目の町長が掲げた方針に基づく施策の進捗状況のお尋ねでございますけれども、町長に就任して、これまで町政の最大の目的であります町民皆様の幸せな生活の実現を目指して、職員とともに常に町民の目線と立場に立って、町政の推進に努め、政策を実施してきたところでございます。今年度の施政方針におきましても、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げさせていただきましたが、少子高齢化につきましては、本町におきましても地域社会の存亡に関わる課題として深刻に捉えておりまして、将来的にも一定規模の人口を有しながら、持続可能で活気ある地域社会を維持していきたいと考えております。平成27年に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国の施策に呼応する形で様々な取組を進めております。長与町では、現在でも多くの人々が住んでいただくことを念頭に、宅地造成事業や道路の整備、企業誘致等も進めているところでございます。そして、このような状況下、本町の成り立ちや特性を踏まえ、特に子育て、教育、そして今は健康づくりとなっておりますけれども、健康づくりを施策の柱に据え、魅力あるまちづくりに取り組んでいるところでございます。子育てにつきましては、子育てに関する総合相談窓口であります子育て世代包括支援センターなどワンストップで対応できるシステムを開設してまいりました。また、子ども医療費助成を中学生まで拡大し、放課後児童クラブの拡充や保育所など定員も大幅に拡充するなど、努力をしておるところでございます。懸案事項でありました病児保育につきましては、町内医療機関の御協力を得て、8月よりやっと事業を再開できたところでございます。本年10月からの幼児教育保育の無償化に向けて、現在は準備を進めているところでございます。子育てにつきましては、一定の評価を得るところまで至ったものと思っております。教育につきましては、教育の基本は、子ども一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育むことを考え、学校、家庭、地域の三者が協働しながら進めているところでございます。結果といたしましても、基礎学力の向上では全国学力学習状況調査や県学力調査等でも御案内のとおり、一定の成果が修められたものと考えております。喫緊の課題でありました小中学校の空調設備につきましても、この夏に準備が終わりました。学校教育におきましては、小学校のプログラミング教育や英語教育につきましても、積

極的に取り組むなど、国際化が急速に進展しているグローバル社会に対応できるような人材の育成に、現在は努めておるところでございます。健康づくりにつきましては、今年2月に長与町健康の町宣言を行ったところでございますが、第2次健康ながよ21の計画に基づきまして、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、これを目標に取り組んでいるところでございます。具体的な取組といたしましては、健康増進事業として健康診査、がん検診、健康教室や健康相談などの取組を行っておりまして、また、介護予防事業として、いつまでも元気でいきいきと生活を送るためのお元気クラブなどの取組を行っております。そして今、その効果といたしまして、本町の平均寿命は県内1位でありまして、全国平均、県平均とも上回っております。平成30年度からは健康ポイント事業にも取り組んでおり、さらなる健康寿命の延伸を図ってまいりたいと考えております。以上のとおり、いくつかの例を挙げて御説明をいたしました但、施策の実施におきましては、公約を見据えながら、最善となるような計画の検証や見直しを行ってまいりまして、現実に即した形で取り組んでいきたいと、そのように考えております。

2点目の、現在進めているまちづくりにおける問題や今後の課題という御質問でございます。本町の財政状況は、社会保障関連経費の増加などに伴い、経常的な経費が大幅に増えている状況が続いております。さらに、今後数年間は、高田南土地区画整理事業の一括施工、学校教育施設をはじめとした公共施設の整備、子どもに係る教育、福祉水準の拡充など、多額の経費を要する事業が予定されているため、これまで以上に厳しい財政運営を強いられることが懸念されるところであります。こうした中で、事業の選択と既存事業の見直し、事務事業評価の予算への反映を推進すると同時に、歳出全般にわたる無駄、これを徹底的に排除し、各種財政指標の動向にも細心の注意を払いながら、持続可能な財政運営の堅持に努めてまいりたいと思っております。

最後に3番目の、次期町長選挙への意欲とこれからのまちづくりの考え方についての御質問でございます。これまで町の発展のため、また町民の皆様が日々の生活を明るく豊かに送れますように、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまちを目標に精一杯町政運営に取り組んでまいりました。考えてみますと、早いもので2期7年半が過ぎようとしております。次期町長選挙につきましては、今後、私の意思の確認と後援会等々の皆様方の御意見等も集約し、できるだけ早い時期に、皆様方には御報告をいたしたいと思っております。残りの任期におきましても、変わらずに皆様のお声をお聞きしながら町政運営に全力で取り組んでまいりたいと、そう感じております。

以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

では、①の方から質問させていただきたいと思っております。4つの質問に対して、協働のあり方、流れ、そういうもの全て答弁いただいたんですけれども、30年12月議会に

おいても、私この協働ということに関して質問させていただきました。なかなかこの協働というのは言葉は知っていても、なかなかその実行性、庁舎のほうからは協働という言葉は投げかけても、住民のほうで、やっぱり協働というのが、ごく一部の方はわかるけれども、なかなかそれが浸透しているというところまで実際には行ってないのじゃないかというところで、なかなかこの協働が進んでいるというところに納得していないものですから、また再度、質問させていただいております。先程、町長の答弁の中で自治会長の仕事はかなり多忙であって、その点には感謝をしているということでありましたけれども、自治会長の仕事、役割というのは、先程おっしゃられたように自治会内の仕事以外に、やはり社協とか、何とか協議会とか、町の行事などの充て職の理事ですとか、コミュニティにおいても理事になっておりますし、卒業式入学式そして小学校の登下校の見守り、PTAの参加、挙げればきりが無いぐらい、地元の課題もいろいろありますし、そういうことで多忙なもので一生懸命されている自治会長さんだからこそ、そういう御意見が出るのかなと、私は今回質問をお休みしようかと思ってたんですが、その自治会長の何人かの方から、充て職だったりとか、丸投げ状態の仕事が多いんじゃないかっていうところで、その質問をしていただきたいというところで今回質問に至ったわけですけれども、自治会長だけではなく、いろんな町の仕事に携わる方々が、町の仕事の下請ということではなくて、丸投げっていうふうにそういうふうな感覚で受け取っているというのは、どこか問題があるんじゃないかというふうに思うんですが、その点は、見解としてどのようにお持ちでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議員の質問にお答えさせていただきます。まず、行政の方が今、当然でございますけれども、いろいろな立場の業務がございます。その中で、そこの目的に合った施策をしていく上で、どうしても住民の方の協力が必要であります。そうなりますと、自治会を通して住民の方にお願いをするという機会が増えてまいります。そういうことで、自治会長の方に、いろいろな充て職、役職等が当然いろいろな形でお願いすることになっておるといっては重々承知しているところでございます。その中で、我々地域安全課の方で自治会関係を扱っている部分がありまして、当然地域安全課の中では、今言われたような自治会長が参加する会議等の、いろいろな情報等あります。その中に、我々、当然でございますが、消防団であったり、自治会長会であったり、コミュニティだったり、交通安全の立場であれば、交通安全、防災、防犯、そういう形の各協議会に我々職員として、事務局も我々が持っております関係上、出席することがございます。そういう形で、我々の立場としましては、やはり長与町の職員がそういう場に出向いて、やはり自治会長を含め、その場の情報を共有して、そして協働してやっていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。だから、そういう形で我々参加させていただいております

ので、当然丸投げで皆さんに迷惑をかけるような形で行政として携わってるわけではございません。しかしながら、いろいろな所管がございます。そういう所管の中では、もしかしたら、今おっしゃったように町の職員が入らず、協議の中であまり協働の立場が取れてない部分もあるかもしれませんので、そういうことについてはやはり今後、町の中では指導していく必要があるかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

この地域とか自治会への丸投げと言うのは、ちょっと言葉がどうなのかなと自分で思いながら今質問してるんですけども、自治会とかに下りてくる様々な仕事をそう感じている自治会長さんがいるというのは確かなんですよ。ただ、本町だけではなくて全国的に、やっぱりこの自治会等の役員とか、役員の高齢化とか、担い手不足というのは、課題というのはもう重々御承知のことだというふうに思います。インターネットをずっと今回手繰っていったら、結局、それが要因で行く末は自治会という仕組みが、それ自体が崩壊するんじゃないかと危惧しているという論文みたいなのがあったんですね。確かに私そういうふうに思うんですよ。結局末端の自治会というのが、そういう組織が無くなってしまうと、町自体が立ち行かなくなるというのは認識しておくべきかなと思うんですけども、そのような声が自治会長会とかは無いでしょうけれども、そういう声が上がっているっていうのは、把握されておられますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今の質問にお答えさせていただきます。先程も申しましたが、地域安全課の所管として回答する部分が多くなってございますが申しわけございません。我々の扱っている自治会長会の関係で、直接的にそういう声を我々の所に寄せていただくということは今までのところあっておりませんけども、昨年度も自治会長にアンケート調査等をさせていただいてる経緯もございます。そういう流れも含めまして、当然でございますが、少子高齢化、それと担い手不足、そういうものに対して、やはり今後が不安であると、自治会が成り立っていくんだろうかという声を、当然こちらの方も聞かされておまして、把握させていただいておるところでございます。しかしながら、逆に自治会長会の中でも、当然その地区地区によりまして状況が違います。我々が住んでる岡地区であれば、今言われました少子高齢化、しかし中央部に至りましては、団地が開発され活発な活動ができる自治会もございます。そういう中で、やはり一番この問題として上がっているのが、先程も言われましたけども、やはり町の職員が、いろいろな協働の立場で、自治会のそういう会議であったり研修会であったり、そういう所に足を運んで協働の意識、そういうものをやはり持つて行く必要があるということで、今後については、やはりそういう

ことが協働の大切な部分であって、今までいろいろな災害等も発生しております。こういう災害等が起きた地区の意見を聞きますと、全国的な話でいきますと、逆にそういう所からは自治会が必要だと、コミュニティが必要だと、そういうことで、今後そういう協働の立場をとっていくことが必要だということをお各自治会自ら申し出ているような状況が、災害に関してそういうお話が全国的に発信されておりますので、我々も今現在、幸いにもそういう大きな災害が起きておりませんが、そういうことを鑑みますと、やはりこういう協働の立場としましては、そういうことから我々自ら協力しながら、自治会長の負担を軽減していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今、課長の答弁を聞いていて思ったんですけれども、前回、この件に関して質問した中で地域担当職員制度というのを御提案申し上げたんですけれども、その制度自体は町には無くても、実際そういうことをやられているということは、住民側にとって、自治会側にとっても、全てありがたいことかなと。丸投げという言葉は使ってますけれども、皆さんが何も自治会に対してとか、いろんな所に対して協力体制が何も無いということではなくて、やはりその仕事量が多過ぎるという部分で、皆さん不満が出てきているというところで考えていただきたいというふうに思います。前回も言ったんですけれども、協議会、それこそ自治会長が関わる、例えば自主防災組織ですとか、地域公民館連絡協議会ですとか、ほかにもいろいろありますよね。その中で、はっきり言って、そう成果がないようなものであれば、それが果たして必要なのかなと。前回、その目的別で設置してる部分もあるから、一概には止めるとか止めないとかそういうことは言えないんですよということではありましたけれども、その目的別っていうのは分かるんですけれども、先程②の方の答弁だったのでちょっとあれなんですけど、経常的経費の増加とか歳出の無駄、そういうものを省くという意味でも、やはりこの組織の統合というのが段々必要になってくるんじゃないかというふうに思うんですね。この質問をしてくださいと言われたときに、まず言われたのが帳面消しで成果がよく分からないような、存続、継続させて補助金を出して、そういう無駄な組織があるとしたら、無駄というかその組織が幾つかあるのであれば、もう一つにまとめて、それも年1回とか2回の会合だったりとかで済むので、そこで補助金を少しでも、一つにして、お金をまず浮かせたほうがいいんじゃないかって。要するに、無理・無駄・ムラとよく言いますが、そういうので改善して一元管理をできる仕組みづくりをしていく、そういうことも今後必要になっていくんじゃないかというところのお話だったんですけれども、そこで浮いた税金とか補助金とか、それで職員とか人材の育成、採用、そして、福利厚生に役立てた方が生きたお金の使い道だというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

お答えさせていただきます。ありがたいお話だと思います。この件については、先程議員がおっしゃったとおり、今行政を取り巻く情勢というのは、どうしても目的がございまして、それぞれの所管がございまして、所管ごとにそういうことで、いろいろな会を作って、自治会長様方へ出席をいただくような情勢は当然発生しております。その中で、今言われたように当然ですけども目的があって、これは外せないよと、これは絶対作らないといけないよというのは、当然上部組織を含めまして国、県、そして市町村という形でそれぞれの同じような協議会、もしくは上部組織の下部にそういう組織を作っていくというような流れが、法律を含めまして発生しておるところでございまして、それにつきましては当然、今議員が言われたように見直しをして一つにしてはどうかとか、そういうことについてはなかなか難しいことかと思っております。ただ、当然でございしますが、今言われた財源的なものも含めまして、必要でない協議会であったりとかいうのは、当然検討はさせていただいてるところでございまして、また、財政サイドにおきましては、当然でございしますが先程言いました補助金等につきましては、今現在厳しく精査をされてきて、この補助金が本当にあるべきかどうかというのは検討されてるところでございまして、その中で生き残っていく協議会、生き残れない協議会、当然そういうのを検討させていただきながら、今後協議できるものは協議し、やっていく必要があるのではないかとこのように思っておりますので、なかなか自治会長様には多忙の中、御出席いただく会議になっておりますけれども、どうしてもそういう目的というものをつけざるを得ないような組織づくりができておりますので、そこについては御理解いただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

法的なことってというのは、ちょっと調べてないので分かりませんが、できることであれば横串を通して、それが一つになるのであれば、スリム化を図るということも、1つ考えるべきではないかなというふうに思ったので、そこに私が多分こだわっているんで、何度も何度も同じ質問をしてしまうというところがあるのかもしれないと、ちょっと自分で今思っているんですけども、第9次総合計画の目標1、信頼から始まる参画と協働というところの施策4には、経営感覚のある行政運営というのが目標の中に含まれています。この財政が厳しいという前提でお伺いするんですけども、9月2日、月曜日のある新聞に、非正規雇用職員の多くが2020年の4月から会計年度任用職員に移行して、国の基準に従って期末手当、通勤手当の支給を始めるという新制度になるとされたという記事が載っておりました。この記事には、長崎県の佐々町を例にとって記事が掲載されていたんですけども、佐々町は177人、非常勤の職員がいらっしゃる

るそうです。そしてこの方たちにこの制度を当てはめると5,500万円の負担増になってくると。ちなみに佐々町の予算規模61億、その中で5,500万を負担するとなるとかなりの負担増になるでしょうし、ましてや、この非常勤職員、この人たちが担ってくださっているいろんな仕事っていうのは、その役場にとっても大事な職を担っている方が多くございますから、ここはもうこの制度に則ってやっていくしかないとなると、財政的に考えると、成果重視の行政への転換というのが施策4に載っておりました。ここも踏まえて、補助金を出している以上、成果を求める。継続してもそれが求められなければ止めるという決断。この決断が必要だというふうに思うんですけども、法的なものあるかもしれませんが、今後、そういうふうなことで、今まで以上に検討を重ねていくということをやりたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

お答えさせていただきます。今議員がおっしゃったとおり、いろいろな目的があって設立させた部分がありまして、ちょっと今お話があった任用職員関係の見直し等も、当然行っております。そういう流れで、今言われたそれぞれの協議会とか、委員いらっしゃるんですが、それがこういう任用関係の、職員関係の法律的なものですけども変わってきたことによって、今までの立場と違った状況も発生するということが予想されております。そういうこともございますので、当然でございますが、私の方からは、議員がおっしゃったとおり、本当に検討していく必要があるんじゃないかという形で回答させていただくことしかできませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

これに答えがあるとは実際には思っておりませんが、一つの提案として、法的なものが絡めば厳しいということも分かりつつ意見をさせていただいたところで留めさせていただきたいと思ひます。町民の日の制定ということで質問を掲げましたけれども、鹿児島県で県民の日、県民の日となるといろんな都道府県が制定しておりますので、これが一概に町民となったときに、町民の日というのを制定しているというのは、調べてもあまりなかったんですけども、なぜ町民の日なのか。実際に協働のまちづくりと言われ出してどのくらいになるのか分からないんですけども、やっぱり長与町民であるということに誇りを持って、より一層住みやすい長与町を確認する日として制定してはどうかと思ひ、提案をさせていただきました。形は違えど、いろんな協働の形があると思ひますので、今後も協働という言葉だけが走るのではなく、やはり住民側の私たちが同じですけども、やはり高めていければというふうに思ひますので、そちらの方、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

では、②の方の次期町長選への出馬についてということで幾つかお聞きします。今回は、前回の選挙後の所信表明を中心にちょっと再質問を組み立てましたので、その当時に立ち戻って、今の現状と合わせながらお答えを願えたらと思います。まず、中央商店街との動線確保ということで、町長は所信表明に入れておりましたけれども、この確保のために長与中央橋が整備されました。しかし実際の商店街、現在の商店街というのは動線どころか2つあった市場もなくなってしまいましたし、今後どのような町並みになっていくのか、もう想像もつかない状況です。個店の努力というのは当然だというふうに思いますけれども、商店街活性化を目指した町長の思いというのがあると思います。その思いと逆行している今の現状をどう捉え、今後、どのように進めていかれるかお伺いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

お答えいたします。現在の中央商店街につきましては、議員御指摘のとおり空き店舗等も増えまして、閑散とした状況になっております。この状況につきまして、29年度から西そのぎ商工会長と支所と一緒にになりまして、地元の皆前地区の個店の店主の皆様と一緒に中央商店街を活性化しようということで、活性化推進協議会というのを作りまして、いろいろな取組をさせていただいております。昨年につきましては、散策をしながらいろんな店を回っていただくということでマップを作りまして、そのマップの中にいろいろなお店の情報、あとマップを4店舗、500円ずつ買っていただければ、長与町の商工券の方でお買い物ができるポイントのようなものもつけまして、商店の方により寄っていただくような仕組みを作っております。あと、大型商業施設と中央商店街の方の動線につきましては、昨年の冬になりますが、中央橋の方に冬にイルミネーションの方を配置いたしまして、八反田公園の方にもイルミネーションを配置をいたしましたんですが、そちらの方で長与町の中でここが商業の道なんだよということで、町といたしまして工夫をしたところでございます。あと八反田公園につきましてはイルミネーションのときにオレンジマルシェ実行委員会の方たちが店の方を出していただきまして、商店街のPR等をしていただいているところになります。あと、空き店舗につきましては、令和元年度の事業にはなるんですが、空き店舗の方をどうにかできないかということで、先程述べさせていただきました中央商店街活性化推進協議会の方で、何か工夫ができないかということで今協議をしている途中になっております。今後どのような方向になるか分かりませんが、見守っていただければと思っております。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

分かりました。では、次の榎の鼻を結節点に交通体系の整備充実を図るとされており

ましたけれども、どのようなものが理想だったのか、その時点で考えていたとおりに現在になっているのか、その点はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

当時のこの所信表明を受けまして、交通体系については地域公共交通網改善計画というのを策定し、公共交通の維持確保それから改善に向けて取り組んでまいったところでございます。バスにつきましては、事業者に対して、自治会の要望であるとか、町からの要望であるとか、先程申し上げた計画自体を説明して、協力を願っているところでございます。これまでに北陽台団地ですとか、大型商業施設への乗り入れなどのように、新しい市街地への導入、それから通勤、通学の時間帯に長崎市方面に行くバイパス経路の路線の新設、あるいは時間短縮、それから時津方面についても一定充実が図られてるというところがございます。そのほか、新たな地域公共交通として、町内2地区において乗合タクシーの試験運行も実施をしております、関係者で組織をします地域公共交通会議、こちらの方で現在検証を行っているというところで、計画を進めてまいっているというところがございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

先程続けて聞きましたけれども、商店街に関しても、この交通体系に関しても、ある程度進んでいるというところで。では次に図書館に関してですけれども、6月議会でも同僚議員から質問がございましたけれども、建設のために先行取得し、長与町サイズの図書館を検討していくとされておられますけれども、もちろん高田南土地地区画整理事業を優先したことで、かなりの遅れが出ているということは承知で質問させていただきますけど、この2つの事業、金種が違うのではないかというふうに思うんですね。例えば、高田は国土交通省で土木予算、図書館は文部科学省で教育予算になるかと思えます。その片方が終わってから、高田が終わってから図書館建設となるといつになるかわからない、そういう不満も町民の方から出ているところです。今からやはり並行して進めるべきではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

図書館については、再々この場でも、質疑なされてまいりました。おっしゃるとおり、省庁の所管では別になってます。ただ、図書館についても、以前は活用できる補助金であるとか、そういったメニューがございましたけれども、現在はそれが見当たらないというところで私ども随分苦労してきたというところです。現在使える可能性があるのは、

施設を複合化するなりしてダウンサイジングする。要は延べ床面積を少しでも縮小してというのが一つ可能性がある公共施設等適正管理推進事業債、随分長い名称ですが、それしかないということです。ですので言うなれば、省庁はおっしゃるとおりなんです、長与町が用意できる一般財源、これが一定制限があるというところで、高田南土地区画整理事業の一括施行に係る全体事業費もしくは年度の事業費が今年度中に明らかになります。それを持って財政計画をきっちり見通して、計画に沿って進めていくというところで、以前お示した体制整備が令和4年度になるのではないかとというようなスケジュールで今進めているところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

そのスケジュールなんですけど、今からある程度計画してスケジュールを出して、進める方向というのをちゃんと示したほうがいいんじゃないかという質問を今からしようと思ってたんですけども、今から立てられるということで、ただ、今その金利がすごい安いじゃないですか。私チャンスだと思うんですね。縁故債というか銀行から借りて、ある程度、今じゃないですよ、今はまだ高田の方が、ある程度の何か最終段階まで来てるわけではないので、今っていうのは無理でしょうけど、この金利の安いときにそういうものを活用して1年でも早く、1日とは言いませんけど、1年でも早く建設に向けて検討するというのが、できないことでもないんじゃないかなと、ちょっと思ったんですけど。そういう縁故債等を使った財政的なものというのはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

当然、現在のいろいろな様々な社会経済情勢、その金利等金融情勢も含めて、その中の可能性を検討しているところでございます。それで用地も確保しましたし、先程も申し上げたように、今年度中に一定の全体事業費が明らかになった段階で、ある意味ゴーサインといいますか、ただ、それを私どもが黙って待っているわけではなくて、すぐにでも動き出せるような形の準備は、これまでもしてまいりましたし、それは現在も進めているというところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

分かりました。この図書館に関しては、もう何年も前から、皆さん楽しみにしているところで、いつ出来るんだろうというのは、多くの議員の方からも言われているところですし、早目に進められたらというふうに思います。では次に、地方創生推進交付金で建設された農産物加工施設に関してちょっとお聞きしますが、ここ結局、民間の方に売

ったということで、手放したというのか、売ったっていうか。また、進めるとしていたオリーブのブランド化、これに関しても、生産量が多分あまり思うように伸びていないんじゃないかなと思うんですね、当初計画からは。ですからブランド化がはっきり言って、ちゃんとできていないというか、オリーブも年間の出来上がった本数も増えません。搾油機を購入されましたよね。この搾油機を購入されたときに、ほかの地域からのオリーブの搾油も請け負って行うというふうになっておりましたけど、これまた実績があったのかなというふうにちょっと思ったりもするんですね。これに関しては、やっぱりちょっと見込みが甘かったんじゃないかというふうに思います。今後の6次産業化に関しては、どのように進めていかれるのか、現状も含めてお聞きできればと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

お答えいたします。議員御指摘御承知のとおり、農産加工施設につきましては、昨年平成30年10月まで長与町生活研究グループ連絡会というところが、長与町で採れた果物とかを使ったジャム、長与で採れたオリーブの方を搾油しましてオリーブオイルの方の生産をさせていただいていたところでございます。含めて、特産品のPRも実施をしているところです。そちらの方が年度途中10月からになります、事業主体が農業法人へと移っております。農業法人の方には、長与町生活研究グループ連絡会の方から売却というようなことをさせていただいております。そちらの農業法人につきましては、新しい事業主体にはなっていないんですけども、それまでの6次産業化の目標とか、あと生産の目標、あと特産品を使ったジャム等の加工品の引き継ぎ、そういうのも全て含めたところでの引き継ぎ、継承になっております。オリーブの方のブランド化につきましては昨年、平成30年10月以降に長与で採れたオリーブの実の方を絞ったものを今年の春にコンテストに出しております。で、コンテストの方で初めて銀賞の方を受賞させていただきまして、長与のオリーブの方も、今年は一応、オリーブ振興協議会の方で、この前、実がなってるかどうかの確認をしたんですが、大体、このまま天候がよければ2トンぐらいはとは思っているところではございます。生産の方も徐々に伸びているということもございまして、今回4月に銀賞も取ったということがございますので、今後も、オイルの方も含めてPRの方法を農業法人も含めたところで行っていただいて、ほかにも6次産業を進めたいというような事業者がございましたら、どんどん相談の方に乗っていきたく思っております。あと、搾油機の使用につきましては実績ですが、昨年西海市の方のオリーブの実を、搾油機を持たないということで御相談がございましたので、こちらの方で引き受けさせていただきまして、長与町の生活研究会グループ連絡会の方で搾油をさせていただいているという実績がございます。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

この所信表明の中で4点ほどお聞きをしたわけですが、思ってたよりも、やっぱり説明を改めて受けると結構いろんな部分で、しっかりと取り組んでこられたんだなという実感がございます。しかし、やり残したこと、積み残したことというのもきっとあると思うんですね。テーマが次期町長選への出馬ということになって、所信表明のことでお聞きしたので、所管の方がお答えをいただきましたけれども、その積み残しとかそういうものに関して、町長としては思い残すことがないのか、まだ思い残すこととか、思い残すと言うと何か辞めるみたいですね。すいません。積み残していることがあるから、次に向けてまだこういうことは推進していかないと、というものがあるか、そこをお答え願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

図書館の件、一番出ておりますけども、財源をどうしようかということで、まだここでは申し上げられませんが、いろんなことを考えてます。それを今取り組んでおります。それが、ある程度の形が見えてきたら、またこうしてお話をする機会があるかと思っておりますけども、そういった形で、積み残すということよりも、まだ今から取り組んでいかないといけない問題が、その基礎を、その道筋と言いましょか、そういったものを残された期間の中で、作っていきたいというふうに思っております。はっきり言えなくて大変申し訳ないんですけども、そういった形で考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

出馬についてということで前回2期目のときも、私、質問させていただいて、全く同じ後援会に相談をしてという答弁をいただいて、多分今回もそうだろうなと思ったらもう案の定、同じ答弁をいただきましてありがとうございます。もし、もしですよ、やり残した分、今ある課題のその基礎の部分を作って、時間ある限り頑張っていくということですけども、答弁の中で、後援会に相談をしながら、自分の気持ちを確かめながらということだったと思うんですけども、万が一、その後援会が出馬を反対したら、そのまま辞めるということでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

辞める辞めないということよりも、むしろ後援会の方々と、いろんな意向等々お聞きするということで、講演会もそういった形の話をしなないと思うんですね。いろいろこうしたい、ああしたいというふうなことで、話がなってくるかと思えます。その中で、私

自身もやれるかどうかということもありますし、いろいろなことを考えながら、結論を出していきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

では、最後の質問にさせていただきますけれども、町長が1期目、挑戦されるときに、後援会の方に2期8年、仕事をしっかりさせてくださいということで出馬されたというふうにお聞きしております。その8年が終わろうとしておりますけれども、3期目への、町長としてのその考え方、出る出ないは別として、私は首長というのは職員ではありません。政治家だというふうに思いますので、政治家というのは住民の生命と財産を守るというところに基があると思うんですよ。その進退というのは住民にとってもやはり重要だなと。どうなんだろう、次、出られるんだろうかというところもあります。皆さん思ってると思うんですよ。多分、この質問をしてみてくださいとおっしゃった方々はそういう気持ちだったと思うんですけども、政治家の立場での次期選挙への考え方というのをお聞きしたいと思うんですよ。出る出ないは関係せず、もし次期選挙に出た場合、その後、政治家として長与町をどういうふうにしていきたいというふうに考えて、最終的に出馬を決めようと思ってるっていうのは、政治家としての考え方というはあるでしょうから、そこをお聞きしたいと思いますけど。どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私はこうして答弁させていただいております、そして普通にこうして話をさせていただいております。それはもう自分自身は政治をしておりますので、政治家だという認識の下にやっております。したがって、今後ともそういった気持ちで、今後のことについても、自分の進退についても検討して、然るべき早い時期に結論を出して、皆様方に御報告を申し上げたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

噂では2～3人ぐらいの新人が出馬するんじゃないかという話も聞いたりもします。それがただの噂で、どういうふうになるか分かりませんが、3期目の覚悟を決めるというのは、やはり早目がいいと思うんですよ。何故かと言うと、何も課題がない町だったらだけれども、皆さんが期待している図書館だったりとか、高田南の完了だったりとか、いろんな問題が山積している中、やはり安心を与えるというんですかね、しっかりと首長は次のことも考えている、もしかしたら新しい新人が出てこられたら、どうなるか分かりませんよ。けれども、そういう気持ちで自分はしっかりと挑んでいくんだ

っていうところを、やはり早目に、今おっしゃったように表明するべきだというふうに私は政治家としてやるべきだと思うので、そこは期待をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 16時32分）